

官報

号外
平成十八年三月十日

○第百六十四回 参議院会議録第六号

平成十八年三月十日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第六号

平成十八年三月十日

午前十時 本会議

第一 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

第二 国務大臣の報告に関する件(平成十八年度地方財政計画について)

第三 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

日程第一 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)
両案について提出者の趣旨説明を求めます。谷垣財務大臣。

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま議題となりました平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

平成十八年度予算においては、一般歳出の規模について、二年連続で前年度の水準以下に抑制するとともに、新規国債発行額についても三十兆円を下回る水準としたところであり、あらゆる分野にわたる歳出を厳しく見直した上で、めり張りのある予算の配分を実現しました。

しかしながら、我が国の財政収支は引き続き厳しい状況となっており、特例公債の発行等の措置を講ずることが必要であります。

本法律案は、厳しい財政事情の下、平成十八年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとするなどの特例措置を定めております。

第二に、平成十八年度において、電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定から二百九十七億円、電源利用勘定から二百九十八億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするともに、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額に達するまでの金額を一般会計から同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定に繰り入れることとしております。

第三に、平成十八年度において、財政融資資金特別会計法第十五条の規定による財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れをするほか、財政融資資金特別会計から十二兆円を限り、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとしております。

第四に、平成十八年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとしております。

次に、所得税法等の一部を改正する等の法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税、たばこ税等につき所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、所得税から個人住民税への三兆円規模の本格的な税源移譲に関し、所得税の税率構造を改組するとともに、平成十一年以降、景気対策のための暫定的な軽減措置として継続されてきた定率減税について、経済状況の改善等を踏まえ廃止することとしております。

第二に、法人関連税制について、民間の研究開発活動を促進する観点から研究開発税制を見直す

とともに、産業競争力の向上を図る等の観点から情報基盤強化税制の創設等を行うこととしております。

第三に、中小企業関係税制について、中小企業の経営基盤の強化を図る観点から、中小企業投資促進税制の対象資産を拡充するとともに、同族会社の留保金課税の見直し等を行うこととしております。

第四に、土地・住宅税制について、土地取引の活性化を図る観点から土地の売買等に係る登録免許税の特例を創設するとともに、既存住宅の耐震化を促進する等の観点から所得税の耐震改修税額控除制度の創設等を行うこととしております。

第五に、国際課税について、租税回避行為を防止する等の観点から非永住者の範囲の見直し等を行うこととしております。

その他、酒類の分類の簡素化及び酒類間の税負担格差の縮小、たばこ税の税率の引上げ、所得税の地震保険料控除の創設、相続税の物納制度等の見直しを行うほか、情報通信機器等に係る投資促進税制の廃止等既存の特例措置の整理合理化を図るとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置の適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。黒岩宇洋君。

(黒岩宇洋君登壇、拍手)

○黒岩宇洋君 民主党の黒岩宇洋でございます。私は、ただいま議題となりました二法案に関しまして、民主党・新緑風会を代表しまして関係大

臣に質問いたします。

さて、本日は小泉総理に御出席いただいておりますが、総理が好んで使う米百俵の精神について、地元新潟出身の私から一言苦言を呈させていただきます。

総理のおかげで米百俵の故事がすっかり有名になったことはうれしき限りです。しかし、この故事は、当初、今の痛みに耐えて明日を良くしようという呼び掛けに用いられました。現在は教育にお金を掛けるべきという意味で使われることが多いようです。教育ももちろん大事ですが、米百俵の最も言わんとするところは既得権益の打破であります。

当時の階級社会では、藩から藩に送られてきた米は武士だけで消費することは当然のことと考えられていました。しかし、長岡藩では、武士がその既得権をなげうって、戦に敗れ疲弊している町民の子供らを含む将来の担い手教育に米百俵を使ったのです。これぞ長岡藩士の高潔さと地元の人々は誇りにしている、これが米百俵の精神です。米百俵は、国民に投げ掛けるだけではなく、権力者側がしっかりと受け止めなければならぬ歴史の教訓なのです。

今法律案では、従来どおりの既得権を温存する特別会計の大胆な改革に手を付けず、サラリーマン増税など取りやすいところから取るという姿勢ばかり目に付きます。およそ米百俵の精神にのっとった法律案でないことを指摘し、以下、関係大臣に質問いたします。

冒頭、昨日日銀が決定しました量的緩和政策解除について、その御所見を関係大臣にお聞きいたします。谷垣大臣、与謝野大臣、竹中大臣、お答えください。特に竹中大臣、御不満がございましたら、この場ではつきりとおっしゃってください。

それでは、特例公債等法案に関連してお聞きいたします。

小泉総理は、本年度の予算について、国債発行

額を三十兆円未満に抑えたと声高に喧伝されておりますが、これがまやかしのことをまず申し上げなければなりません。今回の特例公債法において、電源開発促進対策特別会計から五百九十五億円を一般会計に繰り入れることとされておりますが、これは後日、同特別会計に返却しなければならぬことは法文上明らかであります。この隠れ借金である五百九十五億円がなかったならば、国債発行額は三十兆円をオーバーしてしまいます。これは国民をだましていくことになりませんか。小泉総理なら公約を守らなくても大したことではないで済みますかもしませんが、谷垣大臣、真摯にお答えください。

平成十二年度末に三百六十八兆円であった国債残高は、小泉内閣発足以降大幅に増加し、平成十八年度末には五百四十二兆円に拡大しております。その半分以上に当たる二百九十六兆円が赤字国債によつて占められております。毎年度の特例公債法案では「速やかな減債に努める」としているものの、実際は建設国債と同じく六十年償還ルールで処理されております。財政健全化には、赤字国債の借換えを原則認めないなど、その発行及び残高の削減に関する目標を設定すべきではありませんか。谷垣大臣、お答えください。

次に、特別会計改革についてお伺いいたします。

昨年十二月に閣議決定されました行政改革の重要方針では、国自体が担う必要性が薄いものは民間にゆだねるとの方針が示されましたが、掛け声倒れに終わったと言わねばなりません。個々の特別会計の見直しについては検討の文字が並ぶだけで、民営化を明示したものは全くありません。特別会計はあくまでも廃止、民営化を基本とし、官が関与する必要があるものは、一般会計にできる限り吸収する方向で見直しを行うべきではないでしょうか。また、特例公債法によつて歳出をどれだけ削減するのか、財政健全化について明確な数値目標を定めるべきではありませんか。谷垣大臣、お答えください。

谷垣大臣、お答えください。

今回、財政融資資金特別会計から十二兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れることとなりましたが、特別会計全体では、平成十六年度決算で一・四兆円の剰余金、二百七兆円にも上る積立金が存在します。財政融資資金特別会計の積立金は、平成十七年度末で二十四兆円に上り、取崩し後も約半分が残ることになります。旧資金運用部特別会計を含め、これまで決算上不足を生じたのは過去三回の三回、最高二百六十九億円にすぎません。積立金とはけたが三つも違うのです。政府は、積立金からの取崩し額の水準は妥当だと考えているのでしょうか。谷垣大臣の見解を伺います。

今回、積立額の約半分に当たる十二兆円を取り崩したわけですが、半分というのは目分量で決めたような大ざっぱな数字です。取崩し額の算定をどのように行ったのか、算定根拠について、谷垣大臣、具体的に御説明ください。

また、外国為替資金特別会計にも平成十八年度末で十五兆円に上る積立金が存在します。これも過去に決算不足が生じたのはわずか二回です。この外為特会の積立金も国債残高の削減に充てたらいかがでしょうか。谷垣大臣は衆院では否定的な見解を述べていますが、お変わりないでしょうか、お聞きします。

逆に、竹中総務大臣は、二月二十三日の経済財政諮問会議において、外為資産の積立金の資産に対する割合が高過ぎる点を批判し、そんなに必要でなく検討すべきと発言していますが、この積立金の取崩しについては賛成なのですね。閣内不一致でも構いませんか、正直におっしゃってください。

政府内で積立金の取扱いは議論があるようですが、今後の積立金の制度設計の在り方についても併せて両大臣にお伺いいたします。

次に、年金事務費への保険料の流用についてお聞きします。

年金事業等の事務費の特例は、財政構造改革法に伴う平成十年度から十五年度までの六年間の時限措置として導入されたものです。本来ならば平成十六年度から事務費の全額国庫負担というあるべき姿に戻るはずでしたが、平成十六年度の特例公債等法案以降今までのこの特例措置は継続されてきました。しかも、平成十八年度は前年度に比べ八十一億円も保険料からの流用が増加し、一千億円以上が年金事務費に充てられています。保険料の流用は国民の年金に対する信頼を損なうものであり、即刻停止するとともに、全額国庫負担の原則に戻り、効率的で厳正な予算執行を行うべきです。

昨年十二月十八日、谷垣財務大臣と川崎厚生労働大臣は、社会保険庁の事務費に保険料を流用する特例措置を恒久化することに合意したと伝えられていますが、来年度以降もこのように保険料から拠出していくのか、両大臣にお伺いいたします。

それでは次に、所得税法等改正案に関連してお聞きします。

平成十七年六月の政府税調が公表した個人所得課税に関する論点整理は、各種控除を縮小、廃止する増税色の強いものでありましたが、これに対し自民党は、昨年の衆院選のマニフェストで、所得捕捉しやすいサラリーマン増税を行うとの政府税調の考え方は取らないと公約しました。一方で自民党は、十九年度を目途に消費税を含む税制の抜本改革を実現すると公約しています。十九年度に行うとしたサラリーマン増税を前提としない抜本改革とは具体的に何を指すのか、政府・与党を代表し、谷垣大臣、お答えください。

このたびの定率減税廃止にサラリーマンの不満は爆発寸前です。片や、上場株式の譲渡益課税の特例は引き続き維持され、原則二〇%の税率が半分の一〇%と優遇されています。コンピュータの前に座りキーボードを指でたたくだけでネット取引上もうけた人間が優遇され、額に

汗し働いた者から減税の恩恵を奪い去る、定率減税の廃止は正に格差社会を助長する不公平税制だとは思いませんか。谷垣大臣、お答えください。

定率減税の廃止については、国、地方合わせて約三・三兆円の増税が実施されることとなり、個人消費や我が国経済への与える影響について十分検証することが不可欠になります。政府は定率減税による具体的影響についてどう認識しているのか、改めて谷垣大臣にお伺いいたします。

定率減税廃止により景気が悪化した場合はどう責任を取るのでしょうか。与党税制改正大綱には、「今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々の経済状況に機動的・弾力的に対応する。」と、景気の動向によつては定率減税廃止見直しの姿勢が示されておりますが、これについて谷垣財務大臣は、衆院において、もし悪くなったとき、すぐ定率減税廃止を見直せということではないと答弁されております。これは税制大綱の文言をほごにされるということですか。経済状況によつて見直すことはないのか、谷垣大臣、明確にお答えください。

次に、同族会社の役員給与にかかわる経費の見直しについてお聞きいたします。

今法律案には実質的な一人会社のオーナー役員への役員給与の損金算入制限措置が盛り込まれました。このことによつて親族で経営する中小零細企業のオーナーまで打撃を被ることになるのです。財務省は同族会社のうち二％しか本見直しの適用を受けないと発表していますが、中小企業団体のアンケートでは、軒並み約三割もの同族会社が適用を受けるという結果になっております。平均的な年収の社長の事業所で年間約六十万円の増税となり、総額では一年間に二百九十億円の増税見込みとなっています。今現在も苦しんでいる中小零細企業をまだ苦しめるというのですか。谷垣大臣、お答えください。

それでは最後に、財政再建策についてお聞きし

ます。

経済財政諮問会議の「改革と展望」の内閣府試算では、十五兆円に上る大幅な歳出削減を前提に、二〇一一年度にはプライマリーバランスを黒字化するとしています。仮にそれが可能であったとしても、それはあくまでも国と地方を合わせた財政収支であり、二〇一一年時点でも国は依然として約五兆円ものプライマリー赤字であることは何ら変わりはありません。

したがって、地方財政の黒字を当てにした財政再建目標と言わざるを得ず、国家財政としての財政再建目標が必要であると考えます。国家財政は、平成十八年度一般会計予算で見ても約十一兆円の大規模なプライマリー赤字となっています。このプライマリー赤字をいつまでに解消するのか、国の財政再建目標を早急に策定すべきではありませんか。谷垣大臣、お答えください。

政府部内では、財政再建の手法をめぐつて意見が対立していると聞きます。竹中総務大臣と自民党の中川政調会長は、経済成長率の上昇による増税幅の圧縮という楽観的な財政再建シナリオを描いていますが、与謝野経済財政大臣と谷垣財務大臣は、成長率の上昇により長期金利も上昇し、国債利払い費も増加するとして、消費税の本格増税は避けられないとの見通しを描いています。この結果、竹中ラインでは歳出削減議論が先行し、与謝野ラインでは消費税を含めた財政再建議論を重視しています。これでは、政府部内における認識が一致していないと言えるのではないのでしょうか。谷垣大臣、そして竹中大臣、与謝野大臣の財政再建手法を是非お聞かせください。

これまで述べましたように、政府の特別会計計改革や税制の改革はまだ不十分であります。今までの複雑怪奇に入り組んだ財政を解きほぐし、既に権益につかっている人間がそれを解き放してこそ真の税制、財政改革ができるのです。

小泉政治の五年間で、富める者は富み、富めぬ者は更に貧しくなり、光はともかく、影やみば

かりが目立つ社会となつてしまいました。努力によつて競争を勝ち抜き、光を浴びることは大変すばらしいことです。しかし、片や努力しても報われない人もいます。困った人、病んだ人に優しい税制、そして更に優しい政治を私たち民主党は主張し、実践してまいります。

こしばらくの間、私たち民主党は突風にあらわれていました。今もあおられているのかもしれない。しかし、疾風に勁草を知る、強い風が吹いて初めて強い草を見分けることができるのです。私たちは、まだまだ続く今通常国会で真の強さを発揮し、真正面から政府・与党に論戦を挑んでいくことを強く訴えまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣禎一君) 黒岩議員から私に対して十六問、御質問がございました。

まず、量的緩和と政策の解除についてのお尋ねでございますが、日銀においては、政策決定会合において十分に議論を尽くした上で量的緩和と政策を解除されたものと理解しており、その判断を尊重したいと考えております。

政府としては、従来より、デフレ脱却に向けて政府、日銀一体となった取組が必要であるとの考え方を申し上げてきたところでございます。

今般、日銀から、いわゆるゼロ金利の継続により、引き続き経済を金融面から責任を持って支えらるるとともに、市場の安定を確保するため適切な金融政策運営を行うといった姿勢が示されたところでございまして、今後とも、日銀が政府と認識を共有し、政府の経済政策と整合的な金融政策運営に取り組んでいただけるものと考えております。

次に、国債発行額三十兆円と電源開発促進対策特別会計から一般会計への繰入れについてのお尋ねがございました。

電源特会につきましては、平成十八年度予算におきまして、特会改革推進の観点から歳入歳入を厳しく見直し、その上で余剰と考えられる財源の

有効活用を図るため、一般会計への繰入れを行うこととしております。

十八年度予算における国債発行額三十兆円以下の抑制については、社会保障分野などを始め、歳入歳入全体にわたつて厳しい見直しを行った結果、達成することができたものでございまして、電源特会の資金の活用も特会改革推進の一環として行ったものであります。したがって、電源特会から一般会計への繰入れだけを取り出して、これによつて国債発行額を三十兆円以下に抑制したといった御批判は当たらないものと考えております。

次に、特例公債の発行及び残高の縮減に関してお尋ねがございました。

我が国財政は極めて厳しい状況にございまして、特例公債の発行額は、高齢化の本格的な進展により社会保障関係費が増加してきたこと等により、平成十八年度の新規国債発行額三十兆円のうち約八割、二十四兆円を占めております。これは過去に特例公債脱却目標を設定した時期に比べ極めて高い水準にございまして、

このような財政状況の下では、仮に議員の御指摘のように特例公債の借換えを認めないこととしたとしても、その償還のためには別途特例公債を発行せざるを得ず、特例公債の発行及び残高の縮減に直ちにつなげることは困難でございまして、

財政健全化の観点から、特例公債の発行及び残高の縮減は重要な課題であると認識しておりますが、政府としては、まずは二〇一〇年代初頭に、国、地方合わせた基礎的財政収支を黒字化の実現を目指してまいります。さらに、将来に向けた財政健全化の道筋を示していくことが重要であるとの認識の下、本年の六月を目途に、歳入歳入一体改革について選択肢及び改革工程を明らかにすることとしております。

それから、特別会計改革についてのお尋ねでございますが、現在三十一ある特別会計については、それぞれの制度趣旨までさかのぼつた上で、

事業の必要性の減じた特別会計は廃止する、事業の必要性はあるが国が行う必要性が薄いものは民間にゆだね又は独立行政法人化する、一般会計と経理区分する必要性の薄れた特別会計は廃止し一般会計の事業とする、事業類型が近似している特別会計は行政改革の効果を確認に出すことを前提として統合すること。以上の視点から見直しを行いました結果、その数を現行の二分の一から三分の一程度に大幅に削減し、明治二十三年の制度発足以来最小の数となる見込みとなっております。

また、御指摘の数値目標につきましても、今後五年間で合計約二十兆円程度の財政健全化への貢献を目指すこととし、その第一歩として、十八年度予算において合計十三兆八千億円の積立金、剰余金を国債残高の圧縮のために活用することとしているなど、着実に成果を出しているところでございます。

次に、財政融資資金特別会計の積立金の取崩し額についてのお尋ねがございました。

平成十八年度予算における財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入額の算定に当たりましては、その原資が財政融資資金の金利変動準備金であることを踏まえれば、今後の財務の健全性に配慮する必要があること、十八、十九年度までは財政改革前に預けられた郵貯等の預託金の払戻しが多額に上る等の資金繰りの制約があることを勘案し、繰入れ可能な上限額として十二兆円と判断したものであります。

なお、この金額については、財政制度等審議会においても、十二兆円という金額については、財務の健全性、資金繰りから見ると、上限の水準と考えられるとの指摘を受けているところであります。

今回の繰入れにより、金利変動準備金の準備率は千分の五十三程度に低下すると見込まれることから、民間ではなし得ない超長期、固定の融資を行う財政融資資金の金利変動による損失リスクが高まるのは事実であり、これ以上の取崩しは困難

であると考えております。

次に、外国為替資金特別会計の積立金についてのお尋ねがございました。

外国為替資金特別会計における積立金は、将来における歳入不足の可能性に備えて設けられているものであり、特別会計運営の持続可能性及び収支の健全性に疑念を抱かれ、望ましくない為替変動を招来することがないよう、十分な額を保有する必要があります。

このような観点から、現時点における積立金額は政府の介入能力に対する信認を確保する上で必要なものと考えております。したがって、積立金を取り崩して他の財源に利用することは適当ではないと考えております。

それから、積立金について更なるお尋ねでございますが、国の財政については、民間経済と異なり、必要な経費の財源は随時国民に負担をお願いするのが原則であります。例えば社会保険事業の積立金のように、特別の資金を保有することに より効率的な財政運営が可能となる場合には、資金の保有が例外的に認められているところでございます。

こうした積立金については、行政改革推進法案第十七条第二項において、今後五年間で積立金及び剰余金の縮減その他の措置により財政の健全化に総額二十兆円程度の寄与をすることを目標とするとされており、政府としては、今後、積立金を精査する中で、明確な必要性がないものについては財政健全化のために活用することとしております。

それから、年金事務費についての御質問でございますが、平成十九年度以降については、社会保険庁改革が実施されることにかんがみ、その一環として、受益と負担の明確化を図る観点から、国民年金法等を改正し、恒久措置として年金事務費に保険料を充てることを可能とすることとしております。

平成十八年度においては、現下の厳しい財政状

況にかんがみ、国庫負担と保険料負担の区分を明確化した上で、国民年金法等の特例として保険料を充てることを可能とする措置を講じることとしております。

いずれにしても、年金事務費については、適切かつ効率的な執行を図ること等により、国民の信頼を高めることが重要と考えております。

次に、税制の抜本的改革についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、与党税制改正大綱や与党の政権公約において、十九年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現するとの道筋が示されているところでございます。

今後、歳出歳入一体改革の取組の中で、経済の状況や財政、年金財源の問題など様々な連立方程式を頭に入れた上、また、サラリーマンなど特定の職種の方のみに負担が偏ることのないよう、消費税、所得税、法人税、資産税など税制全体の改革について国民的な議論を行っていく必要があると考えております。

それから、定率減税の廃止は格差社会を助長する不公平税制ではないかとお尋ねがございました。

定率減税の廃止は、平成十一年度に景気対策として導入された暫定的な税負担の軽減措置を、現在の経済状況が導入時に比べ改善していること等を踏まえ元に戻すものであることから、適切な措置であると考えております。

個人所得課税の所得再分配機能の在り方については、今後、税体系全体の見直しを総合的に議論する中で、経済社会の動向も踏まえつつ、税制全体として国民にどのような税負担を求めることが適当かといった観点から幅広く議論していく必要があると考えております。

それから、定率減税廃止による我が国経済への

影響についての御議論でございますが、定率減税の廃止など制度改正等のマクロ経済への影響を論じる際には、各々の制度改正による個々の負担増のみに着目すべきではなく、例えば年金給付が毎年一兆円以上増加する見込みであること等も含めて総合的に考える必要があります。また、現在、景気は回復しております。さらに、先行きについても、企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて家計部門に波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれます。

こうしたことを踏まえれば、定率減税の縮減、廃止によるマクロ経済への影響は十分吸収できるものと考えております。

定率減税の廃止を経済状況によって見直すことではないのかとお尋ねがございました。

平成十八年度与党税制改正大綱においては、定率減税の廃止について、「今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々々の経済状況に機動的・弾力的に対応する。」とされているところであります。

政府としては、こうした与党税制改正大綱の考え方も踏まえ、今後の経済動向を十分注視しながら、適切な経済財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、同族会社の役員給与にかかわる経費の見直しについてのお尋ねでございますが、一般の措置は、あくまで実質的に個人事業者と同視できる特定の同族会社のみを対象として、租税回避行為を防止し、課税上の不公平を是正するために講じるものでございます。中小零細企業や開かれた経営が行われている中小企業への適用を除外するなど、対象を相当程度限定しており、その上で一般の措置を講じることとは、課税の適正化の観点から不可欠と考えております。

なお、十八年度税制改正におきましては、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、交際費の

損金算入範囲の見直し、中小企業投資促進税制の拡充を行うなど、全体として中小企業に手厚い配慮を行っております。

次に、国のプライマリーバランス黒字化の時期及び国の財政再建目標の策定についてお尋ねがございました。

我が国財政は、国、地方の債務残高がGDP比で一五〇%を超えるなど極めて厳しい状況にあります。政府としては、まずは二〇一〇年代初頭の国、地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指しております。

また、国の財政再建目標の策定につきまして、国、地方それぞれが果たすべき責任の範囲を明確化し、国、地方でバランスの取れた財政健全化を推進するとの観点から検討に値するものであると考えており、経済財政諮問会議における歳入歳入一体改革の検討の中で十分に議論したいと考えております。

最後に、財政再建の手法についてお尋ねがございました。

財政健全化に向けて、これまで小泉内閣においては、まずは徹底した行政改革を行う必要があるとの認識の下、公共事業費を約四割削減するなど、あらゆる分野において聖域を設けることなく、十三兆円を上回る歳出改革を断行してまいりました。

しかしながら、公債依存度が三七・六%と極めて高い水準にあること、GDP比で一五〇%を超える国、地方の長期債務残高、金利が上昇した場合の利払い費の増加圧力、高齢化の本格的な進展に伴う社会保障関係費の増加圧力など、依然として厳しい財政事情であることを踏まえれば、歳出削減だけで財政再建を図ることが困難なことは明らかでございます。

したがって、今後、歳入歳入両面からバランスの取れた財政構造改革を強力に推進していくことが重要であると認識しております。政府としては、本年六月を目途に歳入歳入一体改革について

の選択肢及び改革工程を明らかにすることとしており、これらの取りまとめに向けまして引き続き精力的に議論を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣(与謝野馨君) 量的緩和と政策解除に関するお尋ねがございましたが、私の答弁は谷垣大臣の趣旨と同じでございます。

デフレからの脱却は、現時点でのマクロ経済の最大の懸念材料であることには変わりはなく、引き続き政府、日本銀行が一体となつて取り組んでいく所存でございます。

財政再建の手法に対する考え方についてのお尋ねがありましたが、もちろんいろいろな意見がございますけれども、財政を再建しようというその強い意志については三人の間で全く相違はございません。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 黒岩議員より四点の質問がございました。

まず、日銀の量的緩和と政策解除についてのお尋ねでございます。

金融政策は日銀が独立して決定するものであり、今回の量的緩和の解除については是非を直接評価する立場にはないと思っております。

ただ、いずれにしても、日本銀行におかれましては説明責任をしっかりと果たしていただきたいと思っております。説明責任の果たし方についてはいろいろな考えがありますが、引き続き御尽力をいただくことを期待しているところでございます。

次に、外国為替資金特別会計の積立金についてお尋ねがありました。また、今後の積立金の制度設計の在り方についてお尋ねがございました。

先般、諮問会議におきまして、私の方から、外為資金の積立金の水準については、その性格や民間の積立状況も踏まえ、リスク評価を含めた検討

が必要ではないかとの問題提起を行ったところでございます。この問題については、目下、外為特会を所管されておられる財務大臣の下で検討が行われておりまして、そこで適切に判断をされていくものというふうに承知をしております。

また、今後の制度設計の問題についてでございますが、私としては、引き続き経済財政諮問会議における資産負債管理の議論の場などしっかりと議論をしていきたいというふうに考えております。

最後に、財政再建手法についてのお尋ねがございました。

現在、二〇一〇年代初頭の基礎的財政収支の黒字に向け、国と地方が歩調を合わせて歳入歳入一体改革を進めることとしておりまして、諮問会議を中心に議論しているところでございます。

これは、基本方針二〇〇五に基づき、今年の年末を目途に選択肢と改革工程を明らかにする、そして十八年度中に結論を得ることとされております。歳入歳入それぞれ改革の具体的な内容についてはこれから議論することとなるわけでございます。

なお、三月七日の経済財政諮問会議において、まずこれまでの基礎的財政収支の改善要因について事実認識を共有した上で議論を進めていくことが重要なことを申し上げたところでございます。

いずれにしても、今後とも財政の健全化に向け、国、地方を通じて徹底した歳入の見直しが必要である、このことについては共通の認識がございまして、諮問会議においてしっかりと協力して議論をしていきたいと思っております。(拍手)

(国務大臣川崎二郎君登壇、拍手)

○国務大臣(川崎二郎君) 社会保険庁の年金事務費についてお尋ねがございました。

平成十九年度以降、年金事務費の一部に保険料を充てる措置を恒久化することとし、今国会に提出することとしている社会保険庁の改革法案に所要の改正規定を盛り込むこととしております。し

たがって、平成十八年度については、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に基づき、年金事務費の一部に保険料を充てる特例措置を継続することとしております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第二 国務大臣の報告に関する件(平成十八年度地方財政計画について)

日程第三 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件を一括して議題といたします。まず、総務大臣の報告及び趣旨説明を求めます。竹中総務大臣。

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 平成十八年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成十八年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、累次の経済財政運営と構造改革に関する基本方針等に沿って、歳出全般にわたり厳しく見直しを行い、その抑制に努めております。一方、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保することを基本としております。

引き続き生ずる財源不足については、特例地方債の発行、一般会計からの加算等により補てんすることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

さらに、三位一体の改革による国庫補助負担金の改革に対応し、所得譲与税による税源移譲の措置を講じております。

以上の方針の下に平成十八年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳入の規模は八十三兆五千八百億円となり、前年度に比べ六千七百七十九億円、〇・七％の減となっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのありべき税制の構築に向けた改革の一環として、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲を行うための個人住民税の税率の見直し、定率減税の廃止、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成十八年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、地方のたばこ税の税率の引上げ等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、併せて所得課税と税の増額等について所要の改正を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十八年度分の地方交付税の総額につきましては、一般会計から交付税特別会計への繰入れ等により十五兆九千七百三十三億円を確保するとともに、普通交付税の算定のための単位費用の改定等を行うほか、児童手当特別交付金の創設、退職手当債の拡充、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備に係る財政上の特別措置の延長、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方団体の負担の特例措置の延長等を行うため、関係法律を改正することとしております。

以上が地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。高嶋良充君。

(高嶋良充君登壇、拍手)

○高嶋良充君 私、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案並びに地方財政計画について、関係大臣に質問をいたします。

本日は、ポスト小泉の有力候補と言われる安倍官房長官、谷垣財務大臣にお越しをいただいておりますので、まず小泉改革継承の二つの課題についてその認識を伺います。

第一は、格差社会の問題についてであります。今、日本は所得格差、地域格差が顕在化し、生活保護や自殺者の増加、パートタイマーなど労働市場の二極化、そして地域経済の疲弊など、構造改革の影の部分が増えつつ大きく出てきております。

しかし、小泉総理は、格差が出るのは別に悪いことではない、ピンチはチャンスなどと、まるで人ごとのような国会答弁で、競争を是認しております。これは米国型の市場経済原理主義の徹底であり、そこには弱者に対する目配り、気配りなどどこを探しても見付からないのであります。これでは努力した人が報われる社会ではなく、成功した者だけが報われる社会、正に勝ち組社会になっていると言わざるを得ません。

このような小泉政権の構造改革路線による行き過ぎた規制緩和によって生じた改革の影に對して、私たち野党だけではなく、政府・与党の内閣、つまり身内からも批判が出てきているではありませんか。ポスト小泉と目されている安倍官房長官と谷垣財務大臣は、このような小泉改革を更に進めていくおつもりなのか、それとも国民が実感している不安を払拭するために小泉改革の軌道を修正を図るおつもりがおりなのか、明快な答弁を求めます。

第二は、小泉総理はポスト小泉の内閣においても簡素で効率的な政府、いわゆる小さな政府路線を推進するよう求めています。

しかし、我が国は、政府支出の規模、国民負担の大きさ、国民に占める公務員の割合などの国際比較においても、そんなに大きな政府にはなっておりませんし、むしろ小さな政府と言えるのであります。内閣府の平成十七年度年次経済財政報告でも、「政府支出の規模」ということは先進国の中でも日本は比較的「小さな政府」である」と、政府さえも認めているではありませんか。

元々小さな政府である日本の現状を改革をして更に小さな政府にすれば、政府は国民のニーズにこたえられなくなり、政治不信が一層増大して、適正な負担を国民に求められなくなるのではないですか。さらに、格差拡大やセーフティネットの崩壊など、新たな社会問題を発生させることになるのではありませんか。小泉総理から改革の継承を求められている安倍官房長官と谷垣財務大臣は、このようなリスクを冒してまで一体どこまで小さな政府にしようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

日本は、早くも人口減少社会に突入してしまっています。少子高齢社会では、政治はこれまで以上に弱者に對して手厚い政策を取る必要があると私は考えています。そのための政策に金や人を掛けることは、決して大きな政府をつくることではないことを申し添えておきます。

さて、地方分権を確立することは、民主主義を根付かせるためにも大事なことで改めは改めて指摘するまでもありません。

有識者は、民主政治とは自己統治で、地方でこそ根付かせなければならぬと強調されています。つまり、政策はもちろん、そのために必要な金も地方の住民が自分たちで決める、そして結果も引き受けるというのが地方分権の核心であります。具体的に言えば、教育、子育て、高齢者や障害者の福祉、そして町づくりなど、暮らしを支える公共サービスは、住民から集めた地方税を中心に設計をして、住民が選んだ首長と議会が決めていくことであります。全国知事会は、こうした地方

方の意見を立法過程に反映する規定を憲法で明記することを要求をしています。総務大臣、自己統治に対する見解と併せ、憲法改正で地方分権を盛り込むことに対する見解を伺います。

新聞報道によると、三位一体改革の決着に対する都道府県知事のアンケートでは、評価できないと答えた知事が半数以上の二十五人もいました。

その理由は、国の財政再建を優先させ、地方の裁量拡大につながるものは少ない、あるいは国の関与が残り、数合わせに終わったなど、手厳しい意見ばかりでした。このような意見は、全国知事会が要求した補助金の削減率が二・一％にとどまったのですから無理もないことであります。総務大臣はこの知事の厳しい評価をどう見ておられるのか、率直な見解を伺います。

補助金を廃止をして地方に税財源を移す、そして財政面で地方の自由度や裁量性を高め、これによって国と地方を通じた行政改革を実現していく、これが三位一体改革の目的であったはずであります。しかし、これまでの補助金改革、税源移譲、地方交付税改革はいずれも極めて不十分だと言っはかありません。中途半端に終わった原因は一体どこにあるとお考えなのか、総務大臣の見解を伺います。

地方交付税の改革は、中央集権システムを変え、地方の自立を実現するために極めて重要な課題であります。結果は満足がいくものではなく、かつたと言わざるを得ません。この三年間で地方交付税及び臨時財政対策債の合計額が五兆円以上も削減をされており、地方団体からは「きわめて厳しい財政運営を強いられる」とともに、住民の行政ニーズにきめ細かく対応することが困難となる事態も懸念される」との声明が出されております。

また、国庫補助負担金削減後も引き続き地方が実施すべき事業については税源移譲するとともに、所要額は交付税で措置するとされておりますが、総額の削減傾向が著しい交付税では必要な財

源確保が困難となり、事業が実施できないとの懸念があります。特に、税源の乏しい過疎地域では影響が深刻となっており、都市と地方の財政格差がより一層拡大することになります。地方交付税の大幅な縮減に対する総務大臣の認識を伺います。

補助金改革では、地方が猛反対した生活保護費の補助金削減は見送られました。当然のことです。国が費用の四分の三を負担する生活保護費は、本来、憲法第二十五条の生存権規定の下、国の責務で負うべきものであり、地方に押し付けるのは本末転倒であります。

しかし、政府はこそにもその代わりとして、母子家庭向けの児童扶養手当や、子供のいる一定所得以下の世帯向けの児童手当について、国の負担割合を下げたり、高齢者の施設介護に関する介護保険の国庫負担率も下げました。また、教職員給与に対する補助率も引き下げたのであります。

このような地方の自由度を拡大しない補助率の引下げは、そもそも三位一体改革の方針には含まれていなかったはずであります。なぜ引き下げなければならぬのか、地方分権を推進する立場の総務大臣の見解を伺います。

また、このような措置は国から地方への単なる負担転嫁であると考えますが、財務大臣の答弁を求めます。

福祉施設の施設整備費補助金の一部が地方に移譲されることになったのは、一定の評価をしたいと思えます。しかし、税源移譲額を廃止補助金額の五割にするのは、骨太の方針で最低でも八割としていたのと食い違っているではありませんか。これは、全国市長会が分権改革の原点として要求したものであり、約束違反ではありませんか。なぜこのようにしたのか説明を求めます。さらに、今後、ほかの公共事業の補助金についても地方に税源移譲すべきであると考えますが、どう対応するおつもりなのか、総務大臣と財務大臣に明確な答弁を求めます。

住宅ローン減税は、国税において景気対策の観点からこれまで行われてきたものであり、そのような税制を所得税内で処理できないからといって住民税で後始末させるのは筋違いではありませんか。また、最終的に国費で補てんするという約束はあるものの、当面は地方の負担で実施せざるを得ないことも問題であります。所得税内で処理できないければ、国庫補助金を個人に交付するという形での決着を行うべきであり、地方に負担を掛けるべきではないと考えますが、財務大臣の答弁を求めます。

十八年度は、三年に一度行われる固定資産税の評価替えの年であります。固定資産税の評価替えは公示地価の七割を目標に行われていますが、地価下落傾向は大都市では近年収まりつつありますが、地方では依然として下落が続いているのであります。にもかかわらず、今回の地方税改正法では、負担調整措置により、固定資産税の税負担を前年度より五割ずつ引き上げようとしております。このような措置は納税者から見れば納得できないと考えますが、総務大臣の答弁を求めます。

三位一体改革の後の地方分権をどう実現していくのかという点について、地方分権二十一世紀ビジョン懇談会が一月に総務省に設立をされました。この懇談会では、破綻法制の整備について検討が行われているようでございますが、その前にやるべきことがあるのではないですか。それは、国と地方の役割分担の明確化を図ること、地方への権限移譲、税源移譲を大胆に進めること、そのことによって分権型社会を実現することが先決ではないでしょうか。

さらに、現在の地方財政の危機が国の景気対策という国策によってもたらされていることを棚上げにして、首長の責任だけを問うのであれば、国の責任転嫁と言わざるを得ません。総務大臣の答弁を求めます。

最後に、地方分権とは、地方が国の下請であることをやめて住民本位の行政を実現することである

り、そのために、自主財源を持ち、国の関与なしで政策を実行することであると私は考えています。しかし、補助金と地方交付税の分配権限は霞が関が握っているのが実情であります。だから、地方分権をめぐる闘いには長い歴史があったのです。このため、真の地方分権を実現するためには、霞が関の抵抗を抑え込む強力なリーダーシップと不退転の戦いを闘い抜く決意が不可欠であると思います。

取り組んでまいりたいと思っております。次に、三位一体改革の達成度合いについてのお尋ねがございました。三位一体の改革については、関係者の間に様々な意見の違いがある中で、一定の成果を得たところでございます。しかしながら、地方分権に向けた改革に終わりは無いという認識でございまして、平成十八年度までの改革の成果を踏まえつつ、地方団体の意見も聞きながら、更に地方分権を推進し、地方の自立と責任を確立するために努力をまいります。

私も民主党政権は、これから強力なリーダーの下に、国と地方の役割分担を明確にし、補完性の原理に基づき、地域のことは地域で決める、そのような分権型社会の実現を目指し、国民とともに闘い抜く決意を申し述べ、私の質問を終わります。(拍手)

次に、財政格差と地方交付税の縮減についてのお尋ねがございました。三位一体の改革を進める中で、地方交付税総額は、臨時財政対策債を含めて、平成十六年度から十八年度にかけて、御指摘のとおり五・一兆円の抑制をしております。これは、国、地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国、地方を通じて歳出の見直しを行い、地方財政計画の規模を抑制してきた結果として地方交付税も抑制されてきたものでございます。

地方分権、自己統治につきましては、正に、地方にできることは地方にとの理念の下、地方の自由度の拡大とともに、責任を明確化することが必要であるというふうに考えております。また、憲法改正が議論される際には、地方自治、地方分権は盛り込まれるべき重要な論点になるものというふうに認識をしております。

一方、三位一体の改革におきましては、個人住民税の一〇％比例税率化により、税収が特定の団体に偏ることのないようにするとともに、交付税の算定により確実に財政調整する等、財政力格差拡大への対応には意を用いているところでございます。

次に、三位一体改革についての地方団体からの評価についてお尋ねがございました。

次に、国庫補助率の引下げについてのお尋ねがございました。

三位一体改革の結果につきましては、地方六団体からは、三兆円という大規模な税源移譲を基幹税により行うことにより、これはこれまでにない画期的な改革であり、今後の地方分権を進める上に大きな前進であるとの評価をいただいております。

今回の補助金改革の検討に当たりましては、地方から反対の強かった生活保護の国庫負担率の引下げは行わなかったこと、地方から要望の強かった施設費の補助金を税源移譲の対象としたことなど、地方の意見にも配慮しつつ、政府、与党間における協議や地方とも協議を重ねまして、三兆円の税源移譲を実現するために取りまとめたものでございます。

御指摘のように、地方団体ごとにそれぞれの立場で様々な御意見があることは承知をしております。それらを素直に受け止めて、更なる改革に

改革案には補助率の引下げも含まれております

が、その他の補助金改革による地方の裁量の拡大と三兆円の税源移譲の実現による地方の自主財源の強化と併せて、今回の改革全体として地方分権の進展に資するものというふうと考えております。

次に、施設費の税源移譲等についてお尋ねがございました。

今回の税源移譲に結び付く補助金改革案につきましては、累次の基本方針や三位一体の改革の全体像に係る政府・与党合意を踏まえて取りまとめたものでございます。

施設費については、地方の裁量度や自主性を拡大するものとして地方から税源移譲の対象とするよう強い要望がある一方で、建設国債を財源としている等の問題点があり、その税源移譲の可否について、国と地方の協議の場や政府・与党協議会等において議論を重ねました。その結果、最終的に税源移譲の対象とすることとし、その際、税源移譲割合を五割とすることとしたものでございます。

また、公共事業についてお尋ねがありました。これは、税源移譲により、地方の創意工夫を生かし、より効率的、合理的な事業執行が可能となるという一方で、地域によって偏在が大きい、また災害関連事業などが多いなどの問題点も指摘されておりまして、昨年の地方の改革案において、優先して税源移譲すべきものから除外されたという経緯がございます。

これらの論点も踏まえつつ、今後、国と地方の役割分担の議論をした上で検討していく必要があるというふうにご考えております。

固定資産税の見直しについてお尋ねがございました。

土地に係る固定資産税については、評価の水準は全国的に統一されましたが、一方で、従来税負担が低かった土地について負担調整措置を講じ、負担水準の均衡化を進めてきました。依然として負担水準のばらつきが残っておりますので、今

回、負担水準が低い土地について、課税の公平の観点から均衡化を更に促進することとしたものでございます。

最後に、地方団体の破綻法制についてお尋ねがございました。

地方分権二十一世紀ビジョン懇談会においては、地方の自由度を拡大し、責任を明確化するという観点に立つて幅広く議論をしているところでございます。破綻・再建法制は、地方の自由度の拡大に対応して、地方が自らの責任をしっかりと果たしていくための仕組みの一環として議論しているものでございまして、地方の更なる権限拡大や税源の移譲と表裏一体で議論をしているわけでございます。

また、御指摘のように、これまで発行した地方債の取扱いをどうするか、過去の景気対策の実施を要請した国の責任についての指摘も多数でございます。こうした過去の債務の課題を十分に踏まえた上で議論を進めているところでございます。

いずれにしても、こうした観点も含め、また、地方側とも十分に意見交換をしながら議論を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○国務大臣(安倍晋三君) 高嶋議員にお答えします。

まず、格差についてのお尋ねがありました。近年、所得の格差が広がっているとの指摘がありますが、年金などによる所得再配分の効果や高齢者世帯の増加等の影響を考慮すると、統計データからは所得格差の拡大は確認されないと、報告を受けているところであります。格差については様々な見方があると考えられますが、将来の格差拡大につながるおそれがあるフリーター、ニート等若年層の非正規化や未就業の増加、生活保護受給者の増加、また回復にばらつきが見られる東京などの都市と地方の格差といった最近の動きは、注意が必要であります。

私は、公平、フェアな競争が行われることにより、日本が活力を維持し、世界の中においても強い経済を形作っていくことが大切であると認識していますが、一方、勝ち組、負け組が固定化されてはならず、再チャレンジ可能な社会をつくっていくことが大切であると考えています。このため、格差社会とならないように、また地方と都市の差がでないように様々な施策をしっかりと講じてきたところであります。今後とも、このような考えの下で構造改革を更に進めてまいります。

次に、小さな政府についてお尋ねがありました。

政府はこれまで、民間の活力を生かし、経済の活性化につなげていくとともに、企業も地域も個人も努力をすれば報われる社会を目指して、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの方針の下、簡素で効率的な政府の実現を目指してきたところであります。

他方、どうしても一人でやっていけない人に対して、お互い助け合いながら支援の手が差し伸べられることは必要であり、このために雇用・中小企業のセーフティネットの確保に万全を期すとともに、持続的な制度の構築に向けた社会保障制度改革などに取り組んできたところであります。政府としては、引き続き、景気の回復を図るとともに、多くの国民や地域が持っている潜在力を自由に発揮され、国民一人一人が将来の夢と希望を実感できる活力ある経済社会の構築に向けて全力で取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣禎一君) 高嶋議員にお答えいたします。

最初のお尋ねは、格差社会と構造改革に関するものでございました。日本は人口減少社会に入っておりますし、グローバル化に伴う競争に耐えていかなければならないわけでございますから、そのために個人や企

業がその持てる能力を最大限発揮できる仕組みをつくって、我が国が将来にわたって持続的に発展していけるよう構造改革を進めていくことは私は不可欠であると、このように考えております。

一方、改革の進展によっていわゆる格差社会が生み出されるのではないかとという批判、不安の声もあることもよく承知をしております。将来にわたって活力ある社会を構築していくためには、いったん生じた格差が固定化していくというのは良くないと思います。機会の均等を確保して再挑戦可能な社会をつくっていくことが必要であると考えております。

今、官房長官からも御答弁がございましたけれども、いわゆるフリーターの増加や若年労働者の失業率の高さ、それから地域ごとの経済動向や中小企業の業況、こういったものには十分注意を払う必要があると考えておりますが、これらの点に留意しながら、改革の成果が広く浸透していくよう適切に対応する必要があると考えております。

次に、小さな政府をどこまで進めるのかという御議論でございますが、我が国は、今申し上げたような世界的な競争条件の変化あるいは人口減少社会の到来、こういう構造変化に直面しておりますので、こういう変化に的確に対応して持続的な経済成長を実現していくためには、諸改革、財政構造改革を始めとする諸改革を引き続き推進して、簡素で効率的な政府をつくっていく必要があると考えているところでございます。

この簡素で効率的な政府とは、国が行う必要がないものについては民間あるいは地方にゆだねる、こういうことによりまして、全体として政府の役割を見直していくと同時に、無駄を徹底的に省いていくという考え方を言っているわけでございまして、必ずしも福祉や負担の面で規模の小さい政府を目指していくというのではないというふうに考えております。

他方、現在の我が国は、現世代が負担に比べて大きな便益を受けておりまして、その差を日々刻々、将来世代に先送りしているというふうな状況

態にございます。こういう受益と負担の関係をどうするかということは、我が国の将来の国の在り方にかかわる課題でございます。単なる数字のつじつま合わせではございません。こうした点について、国民にできる限り具体的な選択肢を示しながら、国民的な議論を積み重ねていくということが不可欠であると考えているところでございます。

次に、国庫補助負担金改革についてのお尋ねがございました。

三位一体改革における国庫補助負担金改革は、地方の権限と責任を拡大するとともに、国、地方を通じて行政のスリム化を図る、こういう観点から、国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しを行ったものでございます。

そういう考え方の下で、税源移譲に結び付く改革、それから地方の自主性、裁量性を高める交付金化の改革、スリム化の改革、こういったことを実施することとしたしまして、その中で国と地方の役割や責任の分担の見直しを行うとともに、それに伴う必要な税源の移譲を行ったところであります。地方からも評価されていると認識しております。

地方にできることは地方にという方針の下で、これらの改革全体を通じて、地方の役割や責任が拡大し、地方分権が一層推進されたものと考えております。地方への負担の軽減といった御指摘は当たらないものというふうに考えております。それから、これに関連して、施設費の税源移譲についての御議論がございました。

財務省としては、財政論の立場から、建設国債と対象経費を税源移譲の対象とすることは不適当であるとして申し上げてきたところでございますが、現在の国の財政における税収比率がおおむね五割であるということにかんがみ、移譲割合が五割であれば公債依存度は悪化せず、財政の悪化に極力つながらない形であること、それから、三位一体の改革を進める趣旨の一つとして地方の自主性の発

揮があり、施設費と関連する経常的経費を併せて移譲することによって、地方が施設整備と関連事業を一体的に行つて、地方の実情に応じた事業の実施が可能となる面があること等々を踏まえまして、地方案にも配慮して、三位一体の改革の実現を図るとの観点から、ぎりぎりの判断として受け入れることとしたものでございます。

十九年度以降の国と地方の改革については、昨年十一月の政府・与党合意に基づいて、十八年度までの改革の成果を踏まえながら、国と地方の行政改革を進める観点から、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていくことが重要と考えております。

なお、公共投資につきましては、納税者の視点から、国、地方を通じて事業量の縮減が求められており、スリム化を行っていくことが重要であると考えているところでございます。

それから次に、住宅ローン減税を個人住民税で行うことについての御尋ねがございました。

税源移譲に伴つて所得税額が減少する結果、住宅ローン減税に係る税額控除について控除し切れない金額が生じる場合については、こうした者の所得税額は既にゼロとなっていること等を踏まえて、翌年度分の個人住民税からその金額を減額することとしております。

また、本措置の実施に関しては、対象者の個人住民税の減額に係る申告書について、一定の場合に税務署長が受理するほか、個人住民税の減収額についてもその全額を国庫で補てんするなどなど、その円滑な執行に向けた万全の体制整備を行つてまいりたいと考えておりまして、地方の負担で実施されているとの御指摘は当たらないものと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

近藤 正道君	遠山 清彦君	田浦 直君	伊達 忠一君
鰐淵 洋子君	又市 征治君	国井 正幸君	阿部 正俊君
谷合 正明君	西田 実仁君	林 芳正君	三浦 一水君
坂本由紀子君	大田 昌秀君	岸 宏一君	中原 爽君
澤 雄二君	浮島とも子君	泉 信也君	景山俊太郎君
浜田 昌良君	小泉 昭男君	溝手 顕正君	松田 岩夫君
洲上 貞雄君	渡辺 孝男君	吉村剛太郎君	佐藤 泰三君
山本 香苗君	高野 博師君	尾辻 秀久君	清水嘉子君
福本 潤一君	木村 仁君	小野 清子君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	福島みずほ君	片山虎之助君	若林 正俊君
田 英夫君	加藤 修一君	小林 温君	小齊平敏文君
山本 保君	松 あきら君	水落 敏栄君	吉田 博美君
弘友 和夫君	加納 時男君	田村 秀昭君	山本 順三君
岩城 光英君	山口那津男君	秋元 司君	荒井 広幸君
山下 栄一君	荒木 清寛君	松山 政司君	岡田 直樹君
魚住裕一郎君	太田 豊秋君	加治屋義人君	柏村 武昭君
浅野 勝人君	山崎 力君	西銘順志郎君	外添 要一君
金田 勝年君	浜四津敏子君	中島 啓雄君	藤井 基之君
風間 昶君	白浜 一良君	後藤 庸介君	川口 順子君
草川 昭三君	木庭健太郎君	鶴保 康介君	荒井 正吾君
狩野 安君	魚住 汎英君	岩永 浩美君	脇 雅史君
山崎 正昭君	香掛 哲男君	中島 眞人君	森元 恒雄君
山谷えり子君	愛知 治郎君	矢野 哲朗君	山本 一太君
野上浩太郎君	岡田 広君	武見 敬三君	橋本 聖子君
有村 治子君	末松 信介君	南野知恵子君	保坂 三蔵君
中川 雅治君	中村 博彦君	谷川 秀善君	市川 一朗君
二之湯 智君	西島 英利君	西田 吉宏君	岩井 國臣君
野村 哲郎君	小池 正勝君	中曾根弘文君	青木 幹雄君
北川イッセイ君	岸 信夫君	山東 昭子君	陣内 孝雄君
河合 常則君	荻原 健司君	関谷 勝嗣君	真鍋 賢二君
椎名 一保君	中川 義雄君	鈴木 陽悦君	竹山 裕君
山内 俊夫君	世耕 弘成君	藤末 健三君	倉田 寛之君
山下 英利君	関口 昌一君	糸数 慶子君	尾立 源幸君
藤野 公孝君	小泉 顕雄君	藤本 祐司君	松下 新平君
段本 幸男君	常田 享詳君	白 眞勲君	木俣 佳文君
		柳澤 光美君	足立 信也君
			喜納 昌吉君

加藤 敏幸君	芝 博一君
山根 隆治君	池口 修次君
若林 秀樹君	平野 達男君
森 ゆうこ君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	松井 孝治君
広野ただし君	高嶋 良充君
佐藤 雄平君	小川 敏夫君
福山 哲郎君	内藤 正光君
藤原 正司君	直嶋 正行君
山本 孝史君	小林 元君
佐藤 道夫君	和田ひろ子君
今泉 昭君	伊藤 基隆君
郡司 彰君	田名部匡省君
渡辺 秀央君	西岡 武夫君
広中和歌子君	千葉 景子君
山下八洲夫君	大石 正光君
平田 健二君	蓮 舫君
林 久美子君	広田 一君
仁比 聡平君	島田智哉子君
大久保 勉君	前川 清成君
小林美恵子君	松岡 徹君
津田弥太郎君	犬塚 直史君
水岡 俊一君	紙 智子君
鈴木 寛君	岩本 司君
元シ マルティ君	黒岩 宇洋君
下田 敦子君	大門実紀史君
井上 哲士君	浅尾慶一郎君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君
谷 博之君	神本美恵子君
小池 晃君	大江 康弘君
榛葉賀津也君	朝日 俊弘君
小川 勝也君	家西 悟君
工藤堅太郎君	吉川 春子君
奥石 東君	江田 五月君
前田 武志君	北澤 俊美君
円 より子君	岡崎トミ子君
佐藤 泰介君	築瀬 進君
柳田 稔君	峰崎 直樹君

国務大臣

総務 大臣	竹中 平蔵君
財務 大臣	谷垣 禎一君
厚生労働大臣	川崎 二郎君
国務 大臣 (内閣官房長官)	安倍 晋三君
国務 大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策))	与謝野 馨君
副大臣	
総務 副大臣	山崎 力君
財務 副大臣	赤羽 一嘉君

議長の報告事項

去る二月十日政治倫理審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 武見 敬三君 (泉信也君の補欠)

幹事 前田 武志君 (今泉昭君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第四二二号)

日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第三四号)

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

良質な医療を提供する体制の確立を図るための

医療法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第二号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員近藤正道君提出六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画に関する質問に対する答弁書(第九号)

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員櫻井新君、同眞鍋賢二君、同浜四津敏子君及び同予備員山崎力君、同草川昭三君、同魚住裕一郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は保坂三蔵君を第一順位とし、林方正君を第二順位とし、山口那津男君を第四順位とし、第二順位の大江康弘君を第三順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員櫻井新君、同眞鍋賢二君、同浜四津敏子君及び同予備員山崎力君、同草川昭三君、同魚住裕一郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、皇室経済会議予備議員に次の者を互選した旨内閣に通知した。

第一順位 参議院議員 片山虎之助君

同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員 参議院議員 国井 正幸君

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 鶴保 庸介君

同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 南野知恵子君

同日本院は、国土開発幹線自動車道建設会議委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 矢野 哲朗君

同日本院は、国士開発幹線自動車道建設会議委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 岸 宏一君

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の大塚賀津也君を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に葛西敬之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力安全委員会委員に中桐滋君、久住静代君及び東邦夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国地方係争処理委員会委員に増井和男君、長谷部恭男君、高木佳子君、大橋洋一君及び岩崎美紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に須田美矢子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、宇宙開発委員会委員に松尾弘毅君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に土田武史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、国土審議会特別委員に次のとおり本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

(北海道開発分科会)

(豪雪地帯対策分科会)

(離島振興対策分科会)

伊達 忠一君
市川 一朗君
田村耕太郎君
加治屋義人君
西銘順太郎君
木庭健太郎君

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成十六年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並

びに監事の意見書を受領した。
去る二月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

防衛庁及び在日米軍の弾道ミサイル用新型警戒監視レーダー配備に関する質問主意書(大田昌秀君提出(第一六号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
天皇制についての論議に関する質問主意書(喜納昌吉君提出(第一三三号))

アメリカ海兵隊基地キャンプ・コートニーの鉛汚染に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一四号))

日米安全保障協議委員会の中問報告についての地方公共団体の意向に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一五号))

去る二月十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員
辞任
和田ひろ子君
藤本 祐司君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員
辞任
木俣 佳丈君
犬塚 直史君

同日内閣から次の議案が提出された。
法の適用に関する通則法案(閣法第四三三号)

同日議長から次の質問主意書が提出された。
那覇防衛施設局発注の米軍基地関係公共工事に

関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一七号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員喜納昌吉君提出在上海総領事館領事の自殺に関する質問に対する答弁書(第一〇号)

平成十八年三月十日 参議院会議録第六号 議長

去る二月十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員
辞任
藤本 祐司君
和田ひろ子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員
辞任
犬塚 直史君
木俣 佳丈君

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書
去る二月八日提出し、同日議長の承認を得た少

子高齢社会に関する実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「清水嘉子、荻原健司、岸宏一、円より子、森ゆうこ、鰐淵洋子、後藤博子、坂本由紀子、田浦直、林久美子、松下新平、山本香苗、山本保、小林美恵子」とあるのを「清水嘉子、荻原健司、岸宏一、円より子、森ゆうこ、鰐淵洋子、川口順子、後藤博子、坂本由紀子、田浦直、林久美子、松下新平、山本香苗、山本保、小林美恵子」に、費用概算「四八〇、〇〇〇円」とあるのを「五一八、四〇〇円」に変更した。

右のとおり承認を求めます。
平成十八年二月十五日

参議院議長 扇 千景殿
関する調査会長 清水嘉子

同日議長から次の質問主意書が提出された。
沖縄返還協定に関わる日米政府間の密約の存在等に関する質問主意書(喜納昌吉君提出(第一八号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
防衛庁及び在日米軍の弾道ミサイル用新型警戒監視レーダー配備に関する質問主意書(大田昌秀君提出(第一六号))

同日議長は、二月八日のノエル・A・キンセラ・カナダ上院議長就任に際し、同議長宛、祝電を送した。

去る二月十七日議員から次の質問主意書が提出された。
日本銀行の自主性に関する質問主意書(大久保勉君提出(第二三三号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員喜納昌吉君提出天皇制についての論議に関する質問に対する答弁書(第一三三号)

参議院議員糸数慶子君提出アメリカ海兵隊基地キャンプ・コートニーの鉛汚染に関する質問に対する答弁書(第一四号)

参議院議員糸数慶子君提出日米安全保障協議委員会の中問報告についての地方公共団体の意向に関する質問に対する答弁書(第一五号)

去る二月二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任
蓮 舫君
山本 孝史君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
法務委員
辞任
松岡 徹君
富岡由紀夫君

同日議長は、二月八日のノエル・A・キンセラ・カナダ上院議長就任に際し、同議長宛、祝電を送した。

去る二月十七日議員から次の質問主意書が提出された。
日本銀行の自主性に関する質問主意書(大久保勉君提出(第二三三号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員喜納昌吉君提出天皇制についての論議に関する質問に対する答弁書(第一三三号)

参議院議員糸数慶子君提出アメリカ海兵隊基地キャンプ・コートニーの鉛汚染に関する質問に対する答弁書(第一四号)

参議院議員糸数慶子君提出日米安全保障協議委員会の中問報告についての地方公共団体の意向に関する質問に対する答弁書(第一五号)

去る二月二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任
蓮 舫君
山本 孝史君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
法務委員
辞任
松岡 徹君
富岡由紀夫君

官 報 (号 外)

財政金融委員			総務委員		
辞任	補欠		辞任	補欠	
尾立 源幸君	松下 新平君		山本 孝史君	蓮 舩君	
富岡由紀夫君	松岡 徹君		松岡 徹君		
山本 孝史君	舩君		富岡由紀夫君		
農林水産委員	補欠		財政金融委員	補欠	
辞任	補欠		辞任	補欠	
松下 新平君	尾立 源幸君		松岡 徹君	富岡由紀夫君	
同日議員から次の質問主意書が提出された。			松岡 徹君	新平君	
まちづくりに関連する交付金等に関する質問主意書(柳澤光美君提出)(第二四号)			松岡 徹君	舩君	
在沖米軍基地へのMV22オスプレイの配備に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第二五号)			蓮 舩君	山本 孝史君	
介護報酬の改定に関する質問主意書(小池晃君提出)(第二六号)			補欠	松下 新平君	
診療報酬の改定に関する質問主意書(小池晃君提出)(第二七号)			尾立 源幸君	新平君	
同日次の質問主意書を内閣に転送した。			国家基本政策委員	補欠	
那覇防衛施設局発注の米軍基地関係公共工事に			辞任	補欠	
関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一七号)			山崎 正昭君	岡田 直樹君	
沖縄返還協定に関わる日米政府間の密約の存在			白浜 一良君	木庭健太郎君	
等に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第一八号)			補欠	岡田 直樹君	
愛知県渥美半島の陸上自衛隊大山離着陸訓練場			岡田 直樹君	山崎 正昭君	
に関する質問主意書(山下八洲夫君提出)(第一九号)			大田 昌秀君	福島みずほ君	
在日米軍再編に伴う在沖縄米海兵隊のグラム移			補欠	補欠	
転関連経費等に関する質問主意書(大田昌秀君提出)(第二〇号)			尾立 源幸君	松下 新平君	
障害年金における「ポストボロ才症候群」の取扱			神本美恵子君	松岡 徹君	
いに関する質問主意書(島田智哉子君提出)(第二一号)			山下 栄一君	浜田 昌良君	
スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対			行政監視委員	補欠	
する二国間無償資金協力に関する質問主意書			辞任	補欠	
(白眞勲君提出)(第二二号)			松岡 徹君	神本美恵子君	
去る二月二十一日議長において、次のとおり常任			同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任		
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			国際問題に関する調査会委員		
			辞任	補欠	
			富岡由紀夫君	島田智哉子君	
			広野ただし君	白 眞勲君	
委員派遣変更承認要求書			委員派遣変更承認要求書		
去る二月九日提出し、同日議長の承認を得た北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「広野ただし、景山俊太郎、末松信介、小川敏夫、山根隆治、北川イツセイ、関口昌一、田中直紀、藤井基之、森ゆうこ、柳澤光美、風間昶、緒方靖夫」とあるのを「広野ただし、景山俊太郎、末松信介、小川敏夫、山根隆治、岡田直樹、北川イツセイ、関口昌一、藤井基之、森ゆうこ、柳澤光美、風間昶、緒方靖夫」に変更いたしました。			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
右のとおり承認を求めます。			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
平成十八年二月二十一日			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
参議院議長 扇 千景殿			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
同日議員から次の質問主意書が提出された。			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
在日米軍横田基地の軍民共用化等に関する質問主意書(緒方靖夫君提出)(第二八号)			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
総合科学技術会議の科学技術基本政策答申に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二九号)			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
同日内閣から次の答弁書を受領した。			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
参議院議員大田昌秀君提出防衛庁及び在日米軍の弾道ミサイル用新型警戒監視レーダー配備に関する質問に対する答弁書(第一六号)			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
同日議長は、フイリピン共和国レイテ島において二月十七日発生した大規模地滑りによる被害に対し、フランクリン・ドロン同国上院議長宛、見			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
舞電報を発送した。			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
去る二月二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
財政金融委員			同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
辞任	補欠		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
富岡由紀夫君	水岡 俊一君		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
文教科学委員	補欠		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
辞任	補欠		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
水岡 俊一君	富岡由紀夫君		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
国家基本政策委員	補欠		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
辞任	補欠		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
岡田 直樹君	山崎 正昭君		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
木庭健太郎君	白浜 一良君		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		
予算委員	補欠		同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。		

同日憲法調査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 岡田 直樹君 (愛知治郎君の補欠)
幹事 藤野 公孝君 (舛添要一君の補欠)
幹事 山口那津男君 (山下栄一君の補欠)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本銀行の自主性に関する質問主意書(大久保勉君提出(第三三三号))

まちづくりに関連する交付金等に関する質問主意書(柳澤光美君提出(第二四四号))

在沖米軍基地へのMV22オスプレイの配備に関する質問主意書(喜納昌吉君提出(第二五五号))

介護報酬の改定に関する質問主意書(小池晃君提出(第二六六号))

診療報酬の改定に関する質問主意書(小池晃君提出(第二七号))

去る二月二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員 辞任 眞勲君 補欠 富岡由紀夫君

財政金融委員 辞任 眞勲君 補欠 眞勲君

文教科学委員 辞任 眞勲君 補欠 眞勲君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員 辞任 眞勲君 補欠 眞勲君

同日議長から次の議案が提出された。

学校安全対策基本法案(佐藤泰介君外四名賛議(参第三号))

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

平成十八年三月十日 参議院会議録第六号 議長報告事項

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(保岡興治君外七名提出(衆第七号))

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国と民間企業との間の人事交流に関する法律の改正についての意見を受領した。

去る二月二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員 辞任 眞勲君 補欠 眞勲君

財政金融委員 辞任 眞勲君 補欠 眞勲君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員 辞任 眞勲君 補欠 眞勲君

同日内閣から次の議案が提出された。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(閣法第五〇号)

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第二二二号)

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣法第二二三号)

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名

された議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第二二四号)

国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第二二五号)

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受託について承認を求めるの件(閣法第二二六号)

少年法等の一部を改正する法律案(閣法第二二七号)

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(閣法第二二八号)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(閣法第二二九号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三〇号)

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書

の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子君提出那覇防衛施設局発注の米軍基地関係公共工事に関する質問に対する答弁書(第一七号)

参議院議員喜納昌吉君提出沖縄返還協定に関する日米政府間の密約の存在等に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員山下八洲夫君提出愛知県渥美半島の陸上自衛隊大山離着陸訓練場に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員大田昌秀君提出在日米軍再編に伴う在沖繩米海兵隊のグナム移転関連経費等に関する質問に対する答弁書(第二〇号)

参議院議員島田智哉子君提出障害年金における「ポストポリオ症候群」の取扱いに関する質問に対する答弁書(第二一号)

参議院議員白眞勲君提出スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問に対する答弁書(第二二号)

同日内閣から、国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成十六年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十六年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。

去る二月二十七日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案(鳩山由紀夫君外五名提出)(衆第八号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校安全対策基本法案(佐藤泰介君外四名賛議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

刑務所などの個人情報流出事件に関する質問主意書(松岡徹君提出)(第三三〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日米軍横田基地の軍民共用化等に関する質問主意書(緒方靖夫君提出)(第二八八号)

総合科学技術会議の科学技術基本政策答申に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二九号)

去る二月二十八日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員 辞任 眞勲君 補欠 眞勲君

同日内閣から次の議案が提出された。

高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案(閣法第五二二号)

同日内閣から次の議案が提出された。

高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案(閣法第五二二号)

同日内閣から次の議案が提出された。

同日内閣から次の議案が提出された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

韓国におけるいわゆる全国民主青年学生連盟事件に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第三一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員大久保勉君提出日本銀行の自主性に關する質問に対する答弁書(第三三三号)

参議院議員柳澤光美君提出まちづくりに關連する交付金等に関する質問に対する答弁書(第二四号)

参議院議員喜納昌吉君提出在沖米軍基地へのM V22オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書(第二五号)

参議院議員小池晃君提出診療報酬の改定に関する質問に対する答弁書(第二六号)

参議院議員小池晃君提出診療報酬の改定に関する質問に対する答弁書(第二七号)

去る一日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

犬塚 直史君

補欠

富岡由紀夫君

少子高齢社会に関する調査会委員

辞任

尾立 源幸君

補欠

蓮 舫君

前川 清成君

下田 敦子君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

刑務所などの個人情報流出事件に関する質問主意書(松岡徹君提出)(第二〇号)

去る二日議員から次の議案が提出された。

公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(佐藤泰介君外五名発議)(参第四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第四号)

所得税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第一四号)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成十八年度一般会計予算(閣法第四号)

平成十八年度特別会計予算(閣法第五号)

平成十八年度政府関係機関予算(閣法第六号)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

奥石 東君

補欠

下田 敦子君

予算委員

辞任

関口 昌一君

補欠

加治屋義人君

田村耕太郎君

片山虎之助君

浅尾慶一郎君

下田 敦子君

加藤 敏幸君

奥石 東君

主濱 了君

谷 博之君

浅尾慶一郎君

主濱 了君

小池 晃君

行政監視委員

辞任

加治屋義人君

関口 昌一君

懲罰委員

辞任

片山虎之助君

田村耕太郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会
理事 山下 栄一君 (山下栄一君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員緒方靖夫君提出在日米軍横田基地の軍民共用化等に関する質問に対する答弁書(第二八号)

参議院議員藤末健三君提出総合科学技術会議の科学技術基本政策答申に関する質問に対する答弁書(第二九号)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

下田 敦子君

補欠

奥石 東君

予算委員

辞任

加藤 敏幸君

補欠

津田弥太郎君

奥石 東君

下田 敦子君

谷 博之君

山口那津男君

渡辺 孝男君

紙 智子君

市田 忠義君

津田弥太郎君

下田 敦子君

主濱 了君

谷 博之君

小池 晃君

小林美恵子君

津田弥太郎君

浅尾慶一郎君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

広田 一君

主濱 了君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

児童手当法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外四名提出)(衆第九号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(佐藤泰介君外五名発議)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

韓国におけるいわゆる全国民主青年学生連盟事件に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第三一号)

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

加治屋義人君

補欠

関口 昌一君

片山虎之助君

田村耕太郎君

浅尾慶一郎君

津田弥太郎君

木庭健太郎君

山田 昌良君

市田 忠義君

大門実紀史君

紙 智子君

津田弥太郎君

浅尾慶一郎君

山田 昌良君

渡辺 孝男君

小林美恵子君

津田弥太郎君

浅尾慶一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

児童手当法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外四名提出)(衆第九号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(佐藤泰介君外五名発議)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

韓国におけるいわゆる全国民主青年学生連盟事件に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第三一号)

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

加治屋義人君

関口 昌一君

津田弥太郎君

浅尾慶一郎君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

補欠

富岡由紀夫君 大久保 勉君

同日内閣から次の議案が提出された。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

案(閣法第六三三号)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

薬事法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

意匠法等の一部を改正する法律案(閣法第六九号)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

遺失物法案(閣法第五五号)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第五八号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(閣法第六一号)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施

の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員松岡徹君提出刑務所などの個人情報流出事件に関する質問に対する答弁書(第三〇号)

同日議長は、ノエル・A・キンセラ・カナダ上院議長より、同議長のカナダ上院議長就任に際し送した祝電に対する礼状を接受した。

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

魚住裕一郎君

補欠

濱四津敏子君

法務委員

辞任

魚住裕一郎君

補欠

濱四津敏子君

農林水産委員

辞任

シレン マルティン

補欠

足立 信也君

環境委員

辞任

足立 信也君

補欠

シレン マルティン

国家基本政策委員

辞任

井上 哲士君

補欠

大門実紀史君

予算委員

辞任

大野つや子君

補欠

脇 雅史君

浅尾慶一郎君

大塚 直史君

紙 智子君

小林美恵子君

福島みずほ君

行政監視委員

辞任

補欠

岡崎トミ子君

近藤 正道君

補欠

犬塚 直史君

議院運営委員

辞任

浅尾慶一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

大久保 勉君

補欠

富岡由紀夫君

同日議長から次の質問主意書が提出された。

貸金業規制法に基づく消費者金融業者に対する行政指導、行政処分等に関する質問主意書(前川清成君提出)(第三二二号)

高松塚古墳壁画保存等に関する質問主意書(前川清成君提出)(第三二三号)

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

濱四津敏子君

補欠

魚住裕一郎君

法務委員

辞任

魚住裕一郎君

農林水産委員

辞任

足立 信也君

補欠

シレン マルティン

環境委員

辞任

廣野ただし君

補欠

和岡ひろ子君

シレン マルティン

国家基本政策委員

辞任

予算委員

辞任

補欠

常田 享祥君

脇 雅史君

岡崎トミ子君

櫻井 充君

主濱 了君

廣田 一君

山口那津男君

井上 哲士君

仁比 聡平君

近藤 正道君

補欠

森元 恒雄君

藤末 健三君

西田 実仁君

行政監視委員

辞任

犬塚 直史君

補欠

岡崎トミ子君

議院運営委員

辞任

福島みずほ君

補欠

近藤 正道君

懲罰委員

辞任

柳田 稔君

補欠

藤末 健三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

藤本 祐司君

補欠

津田弥太郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 荒井 正吾君 (松村龍二君の補欠)

理事 谷川 秀善君 (吉田博美君の補欠)

文教科学委員会

理事 大仁田 厚君 (有村治子君の補欠)

経済産業委員会

理事 北川イッセイ君 (泉信也君の補欠)
理事 佐藤 昭郎君 (加納時男君の補欠)
理事 松山 政司君 (小林温君の補欠)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
関税法等の一部を改正する法律案 閣法第二十七号)
同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称
平成十八年度一般会計予算
平成十八年度特別会計予算
平成十八年度政府関係機関予算
一、公聴会の問題 平成十八年度総予算について
一、開会の日 平成十八年三月十六日
右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。
平成十八年三月九日

予算委員長 小野 清子

参議院議長 扇 千景殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。
在日米軍再編に伴う関係自治体への特別交付金等に関する質問主意書(大田昌秀君提出)(第三四号)
小型武器の規制に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三五号)

六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成十八年二月一日

参議院議長 扇 千景殿 近藤 正道

六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画に関する質問主意書

二〇〇三年八月五日の原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」以下「基本的考え方」という。では、「利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウム」を管理するなどの関係者がプルトニウム管理状況を公表するなど関係者がプルトニウムと利用に係る積極的な情報発信を進めるべきであるとの方針の下に、プルトニウムの利用目的の明確化のための措置として、電気事業者によるプルトニウム利用計画の公表を明示した。また、二〇〇五年五月二十四日の原子力委員会新計画策定会議(第二七回)においては、配付資料「プルトニウム利用の透明性確保について」に含まれる「プルトニウムの平和利用に関する透明性の確保のあり方」の方向性」と題する文書(以下「運用説明」という)によって、「基本的考え方」の具体的な運用についての考え方が示されている。

今年一月六日、各電気事業者は、この「基本的考え方」及び原子力政策大綱(昨年一月一日原子力委員会決定、一〇月一四日閣議決定)の求めるところに、二〇〇五年度及び二〇〇六年度において六ヶ所再処理工場のアクティブ試験(試運転で分離されることになっているプルトニウム)についての利用計画である「六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画」(以下「本利用計画」という)を公表した。これに対して、原子力委員会は一月二十四日に「電気事業者により公表されたプルトニウム利用計画における利用目的の妥当性について」と題する見解(以下「妥当性見解」という)により、妥当であるとの判断を示した。

ところが、「本利用計画」は、東京電力が利用場所となる原子力発電所の名前すら明記していないことや、全ての電気事業者が利用開始時期を「平成二四年度以降」などとして具体的に明記していないことなどから、「基本的考え方」の要求事項を満たしていないことが明らかである。

さらに、日本は英仏で取り出したプルトニウムを始め、国内外に既に約四三三トンのプルトニウムを保有しているが、これを使う既存のプルトニウム利用計画についてもどれも実行されておらず、地元の了解が得られた計画すら一つもない状況にある。東京電力の原子力発電所が立地する新潟県柏崎市の会田市長は、計画公表に対し、「強い違和感を抱かざるを得ません」と抗議の意思を示した。同じく福島県の佐藤知事は、「プルトニウム利用計画がどのようなものであれ、県内の原発でプルトニウム計画を実施することはあり得ない」との見解を示している。

この状況下で六ヶ所再処理工場においてさらにプルトニウムを抽出するようなことがあれば、余剰プルトニウムが増大することは明白である。これは「基本的考え方」のそもそもの趣旨に反することになる。

加えて、日本政府は、一九九七年に合意された「国際プルトニウム指針」に従い、同年一月五日、国際原子力機関(IAEA)に保有プルトニウム量を報告した際、同時に「我が国のプルトニウム利用計画について」と題するステートメントを提出し、その中で「我が国において計画遂行に必要な量以上のプルトニウム、すなわち、余剰プルトニウムを持たないとの原則を堅持しつつ、プルトニウム利用計画の透明性の確保に努めている」と宣言している。余剰プルトニウムの増大は、この日本政府による国際的な約束にも反することになる。今年一月二十六日、エドワード・マキー議員を始めとする六名の米国民民主党議員から、加藤駐米大使あてに「核不拡散上の懸念から、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の停止を求める」旨の書簡が送られたことに見られるように、現実には国際的な懸念の対象になっている。

これらの点を踏まえ、以下質問する。
一 「本利用計画」と「基本的考え方」の整合性について
「基本的考え方」によると、電気事業者はプルトニウム利用計画を公表することとし、その利用目的には利用量、利用場所、利用開始時期及び利用に要する期間の用途を含むものとする」ととされている。また、「運用説明」に照らせば、当該年度の再処理予定量及びプルトニウムの回収見込み量、前年度末のプルトニウム保管量の用途、再処理したプルトニウムの利用場所(発電所名又はプラント名)の用途、再処理したプルトニウムの年間利用目安量、利用場所ごとの利用開始時期及び利用に要する期間の用途について具体的な記載があることが最低条件となると考える。そこで、「本利用計画」の記載事項のうち、「基本的考え方」の要求事項と整合しない部分について質問する。

1 東京電力については、「利用場所」に原子力発電所の名前すら明記されておらず、利用場所が特定されているとは言えないが、「基本的考え方」の要求事項に反しているのは明らかではないのか。

2 「利用開始時期」については、各社とも「平成二四年度以降」などあるだけで明確な時期が示されているとは言えないが、「基本的考え方」の要求事項に反しているのは明らかではないのか。

3 「利用量」については、注釈に「海外で回収されたプルトニウムの利用分が含まれる」ともあるように、二〇〇五年度及び二〇〇六年度において六ヶ所再処理工場のアクティブ試験(試運転で分離されることになっているプルトニウム)そのものの利用量としては不明確であるが、「基本的考え方」の要求事項に反しているのは明らかではないのか。

4 「運用説明」では、原子力委員会が計画の妥当性を確認する観点の一つとして「プルトニウム利用に向けた電気事業者等の取組(例・プルトニウム実施に向けた地元との調整や法令上の手続きの状況、再処理、MOX燃料加工の現状等)」を挙げている。新潟県柏崎市や

福島県は、東京電力の計画公表後も、プルサーマル実施はあり得ない等の意思を示していることから、地元の理解が得られていないと言える。このことをもってしても、東京電力の計画は妥当性がないと確認できるはずだが、いかがか。

二 日本のプルトリウム利用計画及びその進捗状況について

「本利用計画」の妥当性を確認するためには、日本が既に保有しているすべてのプルトリウムの利用計画及びその進捗状況を明らかにする必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 余剰プルトリウムを持たない原則の堅持について

1 原子力委員会が策定した一九九四年六月二四日付け「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」には、「我が国の今後の核燃料リサイクル計画に基づくプルトリウムの需給はバランスしており、余剰のプルトリウムは持たないとの原則に沿ったものとなっている」とある。

一九九七年に日本政府がIAEAに対するステートメントで「計画遂行に必要な量以上のプルトリウム、すなわち、余剰プルトリウムを持たないとの原則を堅持」する旨を宣言したのは、プルトリウムの需給がバランスしていることが前提であると理解してよい。

2 今日においても、一九九七年のIAEAに対する余剰プルトリウムを持たない旨の宣言を堅持することに変わりはないか。そうであれば、現在のプルトリウムの需給がバランスしていることを前提としているという理解でよい。また、この宣言事項については、政府のどの機関がどのように保証するのか。

3 仮に、プルトリウムの利用が進まない場合、保有量が何トン以上になれば需給のバランスが崩れると考えるのか。

4 現状で六ヶ所再処理工場のアクティブ試験（試運転）を行えば、余剰プルトリウムがさらに増大することにより、IAEAへの宣言に反することになるのではないのか。

5 IAEAに対する宣言の中にある「余剰プルトリウム」は、「計画遂行に必要な量以上のプルトリウム」を指している。一方で、「基本的考え方」では、「利用目的のないプルトリウム、すなわち余剰プルトリウム」とある。「利用目的のないプルトリウム」とは「計画遂行に必要な量以上のプルトリウム」と同趣旨であるのか。異なる場合はその相違点を明らかにされたい。

6 原子力政策大綱では、「基本的考え方」にあった「余剰プルトリウム」という文言はなくなり、単に「利用目的のないプルトリウムを持たない」という原則」という文言に変わっている。なぜ、「余剰プルトリウム」という文言がなくなったのか。また、「余剰プルトリウム」と「利用目的のないプルトリウム」の相違点を明らかにされたい。

四

1 「妥当性見解」では、原子力委員会が「本利用計画」を妥当と判断した基準が曖昧である。どのような場合に妥当でないとの判断をするのか、具体的に示されたい。

2 「妥当性見解」には、「これまでの国内外の実績を踏まえれば、再処理工場で回収されたプルトリウムの利用先や利用時期が詳細に確定するのは、相当期間の貯蔵の後になることでもあります。」との記述があるが、「相当期間」とは具体的にどの程度の期間を指すのか。また、この記述は余剰プルトリウムの存在を容認するものではないのか。

3 「妥当性見解」には、「今後とも、プルサーマル計画の進捗、六ヶ所再処理工場の建設・運転操業、MOX燃料工場の建設の進捗等の状況を注視していきます。」との記述がある

が、今後「注視」していて妥当でないとの判断される状況が生じた場合に、どのような措置を採るのか。具体的には、六ヶ所再処理工場の運転を中止するための措置を採るということではないのか。

4 「妥当性見解」には、「プルサーマルの進捗状況、六ヶ所再処理工場等の稼働状況等により利用計画への影響が懸念される事態が発生した場合、電気事業者は「考え方」を踏まえ、今回公表された利用計画の見直しを行うことを期待します。」との記述があるが、ここでいう「懸念される事態」とは、具体的にどのような事態を指すのか。

5 「利用計画」への影響が懸念される事態」が発生しながら、電気事業者が利用計画の見直しを行わなかった場合、どのような措置を採るのか。具体的には、六ヶ所再処理工場の運転を中止するための措置を採るということではないのか。

6 政府は、どのような場合に六ヶ所再処理工場の稼働を中止すべきと判断するのか。また、稼働中止の際には、どのような措置を採るのか。

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員近藤正道君提出六ヶ所再処理工場回収プルトリウム利用計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤正道君提出六ヶ所再処理工場回収プルトリウム利用計画に関する質問に対する答弁書

一について
原子力委員会においては、電気事業者が公表したプルトリウム利用計画及び平成十八年一月

十日に原子力委員会で電気事業者が行ったプルサーマルの実施に向けた準備活動等についての説明を踏まえると、東京電力株式会社を含む電気事業者により明らかにされた平成十七年度及び平成十八年度に回収されるプルトリウムの利用目的は、「現時点の状況を適切に示しており、我が国におけるプルトリウム利用の透明性の向上の観点から妥当なものと考えます。」としており、御指摘は当たらないと考える。

二について

「我が国におけるプルトリウム利用の基本的な考え方について（平成十五年八月五日原子力委員会決定。以下「基本的考え方」という。）においては、電気事業者は、六ヶ所再処理工場において毎年度プルトリウムを分離する前にプルトリウム利用計画を公表することとし、海外で保管されているプルトリウムについては、海外でMOX燃料に加工される段階において、その利用計画を公表することとしている。原子力委員会がこのような基本的考え方に従ってプルトリウムの利用目的の妥当性を確認すれば足りると考える。

三の1及び2について

利用目的のないプルトリウムを持たないという原則を堅持すれば、プルトリウムの「需給がバランス」することにもなると考えている。平成十七年十月十四日に「原子力政策に関する基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進することとする。」旨の閣議決定がされた原子力政策大綱（平成十七年十月十一日原子力委員会決定）において、「利用目的のないプルトリウムを持たない」という原則を示しており、現在も御指摘の「余剰プルトリウムを持たない旨の宣言を堅持すること」に変更はない。この閣議決定に基づき、関係府省が適切に対応するものと考えている。

三の3について

利用目的のないプルトリウムを持たないとい

う原則を堅持すれば、プルトニウム「需給がバランス」することにもなると考えているので、御指摘のように「保有量が何トン以上になれば需給のバランスが崩れる」というような考え方はしていない。

三の4について

平成十七年度及び平成十八年度に六ヶ所再処理工場のアクティブ試験により回収されるプルトニウムの利用目的については、電気事業者が既に明らかにしており、「余剰プルトニウム」が生ずるとは考えていない。

三の5について

御指摘の「計画遂行に必要な量以上のプルトニウム」と「利用目的のないプルトニウム」とは同趣旨であると考ええる。

三の6について

御指摘の「余剰プルトニウム」と「利用目的のないプルトニウム」とは同趣旨であると考ええる。原子力政策大綱においては、原子力委員会新計画策定会議での審議を経て「利用目的のないプルトニウム」との表現を用いることとされたものである。

四の1について

原子力委員会は、基本的考え方に従って、電気事業者により明らかにされた平成十七年度及び平成十八年度に回収されるプルトニウムの利用目的の妥当性の確認を行っている。

四の2について

「相当期間」については、一概にお答えすることは困難である。また、御指摘の記述は、「余剰プルトニウム」の存在を容認するものではない。

四の3について

原子力委員会が行うプルトニウムの利用目的の妥当性の確認は、プルトニウムの平和利用に係る透明性の向上の観点から行っているものであり、御指摘の「六ヶ所再処理工場の運転を中止するための措置」と関係するものではない。

四の4から6までについて

「懸念される事態」とは、電気事業者が利用計画への影響が懸念されると判断する事態である。御指摘の「利用計画への影響が懸念される事態」が発生しながら、電気事業者が利用計画の見直しを行わなかった場合には、当該電気事業者に対し、プルトニウムの平和利用に係る透明性の向上の観点から基本的考え方を踏まえ利用計画の見直しを求めていくことになるものと考えている。電気事業者や再処理事業者による原子力利用が、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として」行う等とする原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神及び関係法令の規定に基づき行われている限りにおいて、基本的考え方に基づき行われるプルトニウムの利用目的の妥当性の確認との関係で、六ヶ所再処理工場の運転を中止するための措置をとるという事態に至ることはないものと考えている。

在上海総領事館領事の自殺に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成十八年二月三日

参議院議長 扇 千景殿

喜納 昌吉

在上海総領事館領事の自殺に関する質問主意書

在上海総領事館で電信官としての職にあった領事(以下「電信官」という。)が二〇〇四年五月六日、中国情報機関から脅迫されたことを苦にして自殺した事件は、「外交機密」や「遺族の要望」を理由に真相が隠蔽されたまま今日に至っている。だが本件は、中国当局のウィーン条約違反によって、人命を含む日本外交の国益が著しく犯された

重大事件であり、真相が隠蔽され続けることは許されない。

そこで、以下質問する。

一 政府、特に外務省は、この事件を昨年一二月に「週刊文春」が報じるまで、なぜ公表しなかったのか。また、このような重要事案を小泉内閣総理大臣が政府首脳陣に報告すべきであったのにしなかったのは誰で、いかなる理由の下に報告をしなかったのか、明らかにされたい。

二 この事件を政府首脳にも報告せずに隠蔽した外務省、とりわけ当時の川口順子外務大臣ら同省幹部の責任は重い。いまからでも責任を明らかにすべきではないか。

三 外務省は、事件発生直後に中国当局に抗議したとしていたが、いつ、誰が、誰を相手に、どのような抗議をしたのか。また、事件発生直後から週刊文春で暴露報道がなされるまでに何回抗議をしたのか、明らかにされたい。

四 仮に川口順子元外務大臣(現参議院議員)の証人喚問を野党から提案された場合、政府としては反対しないか。もし反対する場合、その理由を示されたい。

五 先月二八日付の「読売新聞」によると、外務省幹部は「類似の事件は過去にも起きていた」と語ったとされている。その「類似の事件」についての具体的内容を、少なくとも日中国交正常化以降の期間について明らかにされたい。

六 一九七〇年以降、日本人外交官及び在外日本公館勤務の現地採用職員に「電信官」のように脅迫されて自殺に追い込まれた例はあるか。また、あるとすれば具体的に事件内容を明らかにされたい。

七 政府は、「電信官」自殺事件に対する外交上の報復措置として、中国政府に対し、どのような具体的行動を採ったのか明らかにされたい。また、政府、特に外務省には、「臭いものには蓋をせよ」といった、事件の重大性と職責を忘れた安易な姿勢がなかったか。仮にあったとすれば、そのような姿勢は一掃されたと考えてよいのか。

八 昨年一二月二九日付の「産経新聞」社説は、「橋本龍太郎元首相も平成一〇年、北京市公安局に勤務経験のある中国人女性通訳との関係を野党から追及された事実に触れている。政府は、中国もしくは他国の当局から、この種の醜聞がらみで陥れられた政府要人等の実態を把握しているか、明らかにされたい。

九 前述の「読売新聞」によると、政府は機密情報の取扱いに関する対応策をまとめたが、これをもって「電信官」自殺事件の幕引きを図りたい考えだという。政府は、真相を調査し直して公表する意思があるのか。もしある場合、どのように調査し直し、公表するのか、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出在上海総領事館領事の自殺に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出在上海総領事館領事の自殺に関する質問に対する答弁書

一及び二について

在上海総領事館館員(以下「館員」という。)の死亡(以下「本件」という。)については、諜報活動及びその対応措置や館員のプライバシーにかかわるものであり、また、御遺族の意向もあり、公表を差し控えてきた。

お尋ねの「責任」の意味が必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣官邸への報告は個々の案件に応じて判断すべきものであり、本件について

ては、事件発生後、外務省としてできる限りの調査を行い、中国政府に対し、様々なレベルで厳重な抗議を行うとともに、事実関係の究明を求めてきている。また、機密漏えいがないことを確認の上、再発防止策を講じる等、外務省担当部署において適切に対応していることから、内閣総理大臣官邸への報告は行わなかった。

九について
本件については、中国政府に対して、事件発生直後から、三について述べたように、様々なレベルで厳重な抗議を行うとともに、事実関係の究明を求めてきており、引き続き中国政府に対し、誠実に事実関係の究明に当たることを求めていく考えである。

政府の情報システム関連経費に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十八年二月三日

参議院議長 扇 千景殿 松井 孝治

政府の情報システム関連経費に関する質問主意書
参議院は、平成十五年度決算について、政府がIT調達にかかわる決算内容を把握していないことは看過できず、当該調達にかかわる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきとの警告決議を行っているところである。この点に関連し、私が平成十七年八月八日付において平成十五年度決算についての政府の情報システム関連経費につき質問主意書を提出したところ、政府はこれに対して回答困難としつつ、平成十六年度決算内容については、決算審査措置要求決議等を受けて調査を進めている旨の答弁を行った。しかし、本日に至るまで、当該調査の結果、具体的な決算額、決算内容の検証・評価の回答がなされていない。

お尋ねの「報復措置」の意味が必ずしも明らかではないが、本件については、中国政府に対して、事件発生直後から、三について述べたように、様々なレベルで厳重な抗議を行うとともに、事実関係の究明を求めてきている。また、本件が諜報活動にかかわる事案であることから詳細を明らかにすることは差し控えたいが、本件に対応するための措置を検討し、実施してきており、御指摘は当たらない。

他方、政府は、既に各府省等の情報システム関連経費を含めた平成十八年度予算案を国会提出している。右警告決議にもかかわらず、政府が未だ本院に内容の検証・評価を明らかにし、政府の情報システム関連経費について決算内容の検証・評価の説明を果たしていないことは極めて遺憾である。

そこで、平成十五年度決算及び平成十六年度決算について、政府の情報システム関連経費に関する決算集計及び決算内容の検証・評価結果を、直ちに明らかにされたい。
右質問する。

平成十八年二月十四日
内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿
参議院議員松井孝治君提出政府の情報システム関連経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松井孝治君提出政府の情報システム関連経費に関する質問に対する答弁書
すべての政府の情報システム関連経費に関するお尋ねの諸点については、関係する情報を取りまとめた既存の資料が存在せず、また、新たに調査を行うことについては膨大な作業を必要とすることから、お答えすることは困難である。

なお、平成十七年六月七日に参議院決算委員会において議決された平成十五年度決算審査措置要求決議等を受け、七十七の業務・情報システムに関する平成十六年度の決算の内容について調査を行ったところであり、業務・情報システム以外の事務に関するものも含めて一括して支出を行っているため金額が特定できない一部のものを除き、各府省からの報告を取りまとめた「決算集計」の結果は、業務・情報システムのために支出した額が約四千七百七十九億円、業務・情報システムのために翌年度に繰り越した額が約四億円、業務・情報システムについて不用となった額が約百一十億円であり、当初支出を予定していた事項以外の他の事項に関する経費に充当した額が約百六十億円となっている。また、「決算内容の検証・評価結果」については、各府省において、七十七の業務・情報システムに関する平成十六年度の決算内容の検証・評価を実施し、単価や機器構成の見直しを行うなど経費の効率化を図り、平成十八年度予算に反映させたところである。

財団法人交通遺児育英会に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十八年二月六日
参議院議長 扇 千景殿 柳田 稔

財団法人交通遺児育英会に関する質問主意書
昭和三十年代からの日本の高度経済成長による繁栄の一つの姿であるモータリゼーションの進展は、昭和四十年代以降に交通事故死者数の増加と交通遺児の急増を招き、それを受けた「子供たち」にせめて高校教育だけは受けさせたいとの母親たちの切なる願いを支援する運動が全国的に盛り上がった。それに応えて、救済策の一つとして「政府は交通遺児の修学を支援する財団法人の設立と助成に配慮すべし」との衆議院交通安全対策特別委員会の決議(昭和四十三年十二月)を政府も了承し、昭和四十四年五月に財団法人交通遺児育英会(以下「育英会」という。)が設立されるに至った。

交通遺児のための育英資金制度については、政府出資の特殊法人を設立して政府が助成する方法と、民間が設立する財団法人を政府が側面から支援する方法の二つが検討されたが、最終的には後者の方法によることが政府の基本方針となった。これには、交通遺児の救済は社会全体の責任であるという見地から、官民一体・国民総ぐるみで行

う必要があるという考え方が基になっている。

こうして設立された育英会は、平成十六年度末までの三十五年間に寄付総額約四百億円となり、そのうち「あしながおじさん」としての寄付が約百三十億円、折に触れて全国の個人から寄せられた寄付が約八十四億円、街頭募金による寄付が約三十一億円と、全体の六割にあたる合計二百四十五億円が民間の小さな善意の寄せ集めで支えられている。残余の金額も交通運輸関係の業界団体、財界、助成団体からの寄付及び国からの補助金等であり、育英会の事業は国民各界各層の支援により支えられている。その運営に当たる役員等も教育、財界、公益福祉、交通、報道、官界等幅広い分野から選任し、国民から委託された資産を公正かつ忠実に管理運営できるよう配慮されるべきものである。

しかしながら、育英会に関しては、これまでたびたび官僚の天下り問題を中心として、国会の場での質疑や質問主意書、民間団体や報道の場において追及されてきた。国会においては、平成六年六月七日の衆議院予算委員会第一分科会における藤村修議員の質疑、平成七年二月二十二日の衆議院交通安全対策特別委員会における山本孝史議員の質疑、平成七年十一月二日の衆議院交通安全対策特別委員会における山本孝史議員の質疑、平成八年二月二十二日の衆議院交通安全対策特別委員会における藤村修議員及び山本孝史議員の質疑、平成十年三月二十五日及び五月十三日の衆議院決算行政監視委員会における石井紘基議員の質疑、平成十年十月六日に石井紘基議員が提出した質問主意書等がその主な例である。民間団体では「あしながつかい棒の会」がホームページ上で天下り批判を展開し、各新聞も「天下り」「官僚支配」「私物化」といった問題をたびたび取り上げてきた。これらの批判で育英会は汚れたイメージを負わされ、手ひどいダメージを受けた。

その後、活発でスムーズな理事会運営を背景として、事業を活性化する一方で経費削減や心の

通った会務運営に心がけるなど、正常化に向けた育英会の努力が窺いつつある。しかし、今日においても懸念される問題は数多く存在する。

そこで、公益法人である育英会に対する主務官庁たる内閣府の指導監督責任を中心に政府の見解を明らかにするべく、以下質問する。

一 育英会事務局への官僚OB天下りについて
育英会の理事の中には、育英会事務局に「役人OBがいなかったため国の情報がよく伝わっていないのではないか」と心配である。役人OBを採用すべきである。との旨の主張もあると聞く。

1 このように、官僚OBを育英会事務局に天下りさせようという主張について、主務官庁である内閣府はどのように考えるか。また、内閣府は「役人OBがいなければ国の情報がよく伝わらない」などということが実際にあると認識しているのか、見解を示されたい。

2 現在政府が推進している公益法人制度改革の基本には、従来の主務官庁による許認可制を廃し、準則主義による届出制にすることによって、最近騒がれている官製談合に象徴される「監督する者が監督すべき団体に天下って監督が有名無実のものになる」という許認可制の最大の弊害をなくすることがあると理解している。「役人OBがいなければ国の情報がよく伝わらない」という発想は、政府の進める公益法人制度改革の精神に逆行するのではないのか。

二 育英会の運営について
育英会の運営については、一で取り上げた事務局への官僚OB天下りの点だけでなく、理事会の構成等に問題が少なくないと考える。

1 公益法人の理事はそれぞれが独立した存在として公益法人を代表する機関であり、相互牽制により適正な業務執行を図ることが期待されている。

特に、育英会の寄付行為第十五条第二項に

は「理事のうちには、理事のいずれか一人とその親族その他特殊の関係のある者の合計数が理事現在数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない」との定めがある。しかし、現在の育英会理事の構成は、特定の理事によって推薦され、関係の深い者が約半数を占めている現状があると聞く。

このことにかんがみて、現在の育英会理事の構成について、公益法人の運営の公正と健全性の観点から問題はないのか、内閣府の見解を示されたい。

2 一般に、官僚OBが公益法人の運営に積極的に関与するのは望ましくないと考えるが、政府の見解を示されたい。また、官僚OBである育英会理事の運営への関与の実態について、内閣府はどのように判断しているのか。

3 一般に、他の団体での不明朗な運営及び会計処理が訴訟等の場で指摘されている者を公益法人の理事として選任することは妥当であるのか、政府の見解を示されたい。また、仮に妥当でないとするれば、育英会理事の中にはそのような者がいると聞くが、内閣府は育英会に対し、どのような指導を行うのか。

4 公益法人の運営に関しては、適切な内部統制と外部監査が確保されなければならないと考えるが、政府の見解を示されたい。さらに、現在の育英会は、その適切な内部統制と外部監査の確保が達成されているのか、内閣府の判断を示されたい。

右質問する。

平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員柳田稔君提出財団法人交通遺児育英会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員柳田稔君提出財団法人交通遺児育英会に関する質問に対する答弁書
一の1について
内閣府としては、御指摘のような主張を財団法人交通遺児育英会（以下「育英会」という。）の理事がしたとの事実の有無については承知していないが、公益法人に「役人OBがいなければ国の情報がよく伝わらない」ということはないと認識している。

一の2について
今般の公益法人制度改革の趣旨は、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であること等の現行の公益法人制度の諸問題に適切に対処する観点から行うというものであり、御指摘のような発想が、右の諸問題に関係しているとすれば、そのような発想は、今般の改革の趣旨にそぐわないものと考ええる。

二の1について
内閣府としては、現在の育英会の理事の構成については、育英会の寄附行為の御指摘の条項及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成八年九月二十日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）にのっとりたものであると承知しており、特段の問題はないと認識している。

二の2について
公益法人の理事は、民法（明治二十九年法律第八十九号）上、公益法人の代表機関であり、理事の職責は重大であることから、すべての理事が法人運営に積極的に関与すべきものと認識している。

退職した国家公務員が、公益法人の理事として運営にかかわることについては、公益法人がこれを所管する官庁と一体となって活動し、実質的な行政機関として機能することがないよう、指導監督基準等において一定の基準を設けているところである。

内閣府としては、退職した国家公務員の育英

会の理事としての運営への関与については、育英会からの報告を受けている限りにおいて、右の一定の基準にのっとった上でのものであると認識している。

二の3について

公益法人の理事の選任については、各公益法人において、関係法令、指導監督基準等、定款又は寄附行為(以下「関係法令等」という。)の定めるところに従い、適切に行われるべきものとする。

内閣府としては、育英会の理事の選任等については、関係法令等に従い、育英会において適切に判断されるべきものと考えている。

公益法人の適正な運営を確保するためには、各公益法人において、それぞれの特性を踏まえ、関係法令等にとつて、適切に内部統制と外部監査が行われるよう努める必要があると考える。

内閣府としては、育英会の内部統制及び外部監査については、育英会からの報告を受けている限りにおいて、育英会において右の考え方に基き行われているものと認識している。

天皇制についての論議に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月七日

参議院議長 扇 千景殿

喜納 昌吉

天皇制についての論議に関する質問主意書
昨年十一月末、小泉内閣総理大臣の私的諮問機関皇室典範に関する有識者会議(以下、「有識者会議」という。)が女性・女系天皇を容認する方針を打ち出して以来、国会内外でその是非についての議論が活発に行われている。だが現在、国会で展開されている天皇制をめぐる議論は、女性・女

系天皇を認めるか否かに集中し、天皇制そのものの存続の是非についての議論が全くなされてい

ない。

近現代日本女性史の専門家である加納美紀代氏が昨年十月二十八日付「朝日新聞」に書いた「天皇制そのものの議論を」と、「天皇制は生まれながらの貴賤や階層秩序を生み出す根源であり、人間平等の理念に反する。これらは女性天皇が可能になっても変わらない。」「いまや天皇制存続のために女性天皇を容認するよりも、天皇制存続の是非を議論すべきではないだろうか。」と問題提起している。まことに的を射た指摘であり、存続の賛否いずれの立場からでもなく、論理的な立場から、天皇制存続の是非を問う議論を優先的に行うべきだと考える。

そこで、以下質問する。

一 天皇制存続の是非について政府内でも議論を行う必要があるといった考え方があることについて、政府の所見を示されたい。また、政府はこれまでに天皇制存続の是非を問う議論をしたことはないと承知しているが、その理由を明らかにされたい。

二 小泉内閣総理大臣は有識者会議に対して、天皇制存続の是非についての意見集約を求めたか否か、明らかにされたい。また、有識者会議で、天皇制存続の是非についての議論がなされたか否かを明らかにされたい。

三 昨年来、憲法改正議論も活発になっているが、憲法改正を議論する以上、論理的な立場からすれば、全条項が改正議論の対象になる。そこで、仮に憲法改正が不可避であるならば、憲法前文に謳われている「主権在民」の精神を強調するために、第一章は、現行憲法で第三章に規定されている「国民の権利及び義務」とすべきではないか。この点について政府の考えを示されたい。

右質問する。

平成十八年二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出天皇制についての論議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出天皇制についての論議に関する質問に対する答弁書

一 について
憲法第一条は、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と規定しており、政府においては、象徴天皇の制度の存続の是非について、これまでも議論したことはなく、また、議論する必要はないと考えている。

二 について
「皇室典範に関する有識者会議においては、象徴天皇の制度の存続を前提に、将来にわたり皇位継承を安定的に維持するための皇位継承制度とこれに関連する制度の在り方について検討を行うこととされたものであり、象徴天皇の制度の存続の是非については議論されていない。

三 について
政府においては、現在のところ、憲法改正を現実の課題としているわけではないので、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

アメリカ海兵隊基地キャンブ・コートニーの鉛汚染に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月八日

参議院議長 扇 千景殿

糸数 慶子

アメリカ海兵隊基地キャンブ・コートニーの鉛汚染に関する質問主意書

二〇〇一年、沖縄県具志川市(現うるま市)のアメリカ海兵隊基地キャンブ・コートニーのクレー射撃場で鉛汚染が発覚した。沖縄県は二〇〇三年九月、外務省沖縄事務所に対し、現地環境調査のための立入許可を申請したが、二〇〇六年二月六日現在、未だに回答を保留している。

私は、第一六二回国会(二〇〇五年四月二二日)の財政金融委員会においても現地環境調査の必要性を質し、同年八月二日にも「在日米軍の施設及び区域における廃棄物等の処理及び環境調査に関する質問主意書」を提出した。しかし、この質問主意書に対する政府の答弁書(以下「答弁書」という。)では「各省庁と協力しつつ、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)との間で調整を行っているところであるが、その内容の詳細については、これを公にすることにより、合衆国政府との信頼関係が損なわれる等のおそれがあることから答弁を差し控えたい。また、現時点で、調整が終了する時期及びその結果についてお答えすることはできない。」としている。

鉛汚染の発覚から五年、沖縄県の現地環境調査の申入れから三年近くを経過しているにもかかわらず、政府が回答を保留していることはまことに遺憾であり、改めて以下質問する。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二十五条の規定に基づいて設置された合同委員会の下にある環境分科委員会において、沖縄県の現地環境調査のための立入許可申請が協議された事実はあるか。あるのであれば、その協議日時を明らかにされたい。

二 答弁書では、調整の内容を詳細にすることは、日米間の信頼関係を損なうおそれがあるとの認識に立っている。しかしながら、現地環境

調査のための立入許可申請を三年近くも保留したことは、鉛汚染を放置したことになり、深刻な環境問題を引き起こしかねない。このような事態に対し、政府はどう取り組むつもりか、政府側の見解をお示しいただきたい。

三 答弁書では、調整の終了する時期及びその結果について答えられないとしている。いつ調整を終え、基地の立ち入り調査ができるのか、見通しを示されたい。

右質問する。

平成十八年二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員系数慶子君提出アメリカ海兵隊基地キャンプ・コート二の鉛汚染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員系数慶子君提出アメリカ海兵隊基地キャンプ・コート二の鉛汚染に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

沖縄県によるキャンプ・コート二の水域部分への立入りの申請については、沖縄県が当該水域での実施を希望している環境調査(以下「本件調査」という。)の具体的な実施方法や調査結果の評価方法等についての検討を含め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二十五条一の規定に基づいて設置された合同委員会(以下「合同委員会」という。)の下にある環境分科委員会(以下「環境分科委員会」という。)を始めとする合同委員会の枠組み等を活用し、関係省庁間で協力しつつ、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)との間で調整を行ってきたところである。

「鉛汚染を放置したことになり、深刻な環境問題を引き起こしかねない」との御指摘に関しては、平成十三年までに合衆国軍隊による調査が行われたと承知しており、また、周辺自治体の要望等も踏まえ、平成十四年に環境分科委員会の枠組みにおいて、キャンプ・コート二の水域部分におけるひじきの鉛濃度に関する調査が行われている。環境分科委員会の枠組みにおける調査においては、この水域におけるひじきの鉛濃度は人の健康に影響を与えるものではないとの調査結果が得られており、合同委員会においてもこの調査結果が承認されている。

これらの調査を踏まえつつ、引き続き本件調査の具体的な実施方法や調査結果の評価方法等について検討すべき事項があるため、平成十七年八月三十日、合同委員会において、更なる検討を行うよう環境分科委員会に対し付託することとし、現在、環境分科委員会において、検討結果を合同委員会に勧告するため、関係省庁及び合衆国政府との間で沖縄県とも連絡を取りながら調整を行っているところである。

環境分科委員会における協議日時については、合同委員会の枠組みにおける日米間の協議内容や合意事項等は日米両政府の合意なしには公表しないこととされているため、お答えすることはできない。

また、現段階で、調整が終了する時期及びその結果についてお答えすることはできない。

日米安全保障協議委員会の中間報告についての地方公共団体の意向に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年二月八日

系数 慶子

参議院議長 扇 千景殿

日米安全保障協議委員会の中間報告についての地方公共団体の意向に関する質問主意書

私は、在日米軍の再編協議に関し、日米安全保障協議委員会が二〇〇五年一月二十九日に発表した「日米同盟・未来のための変革と再編(仮訳)」(以下「中間報告」という。)について、本年一月二十五日に質問主意書(以下「前回質問主意書」という。)を提出したところである。

今回は、中間報告のうち、特に第三章「兵力態勢の再編」の二項「再編に関する勧告」前文中にある「地元との調整」という文言に関連して、前回質問主意書に対する答弁書の内容も踏まえ、以下質問する。

一 中間報告の第三章「兵力態勢の再編」の二項「再編に関する勧告」前文に表記された「地元」に当たる地方公共団体は具体的にどこか。また、このうち、明確に在日米軍の新たな配備、移駐、訓練等の移転、基地建設等に対して首長や議会が反対を表明若しくは反対決議を行った地方公共団体の名称を示されたい。

二 政府は、前回質問主意書に対する本年二月三日付け答弁書において、「地元との調整」とは、「兵力態勢の再編」に関し、関係する地方公共団体等の理解と協力が得られるよう努めることを意味する」としている。現時点で、「理解と協力」が得られた地方公共団体はどこであるのか、具体的に明らかにされたい。

三 本年二月四日付け琉球新報朝刊等によると、防衛庁首脳は、在日米軍の再編に関し、関係する地方公共団体の一つである山口県岩国市の市長が住民投票を実施する考えを示したことに関連し、「最終報告は国と国の間で政策の考え方を示すものだ。地元とはその後も引き続き説得を続けていく」と述べたとされる。これは、明らかに地元の「理解と協力」が得られなくても、本年三月末とされる最終報告の取りまとめを行うことを示唆している。地方公共団体等が明確

に反対を表明若しくは議会において反対決議等がなされている場合であっても、それを反映させることなく最終報告を取りまとめるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十八年二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員系数慶子君提出日米安全保障協議委員会の中間報告についての地方公共団体の意向に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員系数慶子君提出日米安全保障協議委員会の中間報告についての地方公共団体の意向に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「地元」に当たる地方公共団体としては、平成十七年十月二十九日に開催された日米安全保障協議委員会が発表された文書(以下「発表文書」という。)において示された我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「在日米軍」という。)の兵力態勢の再編(以下「米軍再編」という。)に関連する在日米軍の施設及び区域並びに自衛隊の施設が所在する地方公共団体を主として考えており、政府としては、これまで、米軍再編に関し、次のような地方公共団体に対し、その理解と協力が得られるよう、その内容等について説明してきたところである。

北海道、苫小牧市、千歳市、青森県、三沢市、つがる市、茨城県、東茨城郡小川町、東京都、立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、西多摩郡瑞穂町、神奈川県、横浜市、藤沢市、相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、石川県、小松市、加賀市、白山市、能美市、川北町、広島県、大竹市、山口県、岩国市、由宇町、福岡県、行橋市、豊津町、旧椎田町、旧築城町、宮崎県、西都市、新富町、鹿児島

島県、鹿屋市、沖縄県、那覇市、浦添市、名護市、沖縄市、国頭郡東村、恩納村、宜野座村、金武町、嘉手納町及び北谷町。

お尋ねの「明確に・・・首長や議会が反対を表明若しくは反対決議を行った地方公共団体」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではなく、これにどのようなものが含まれるのか一概にお答えすることは困難である。

先に掲げた各地方公共団体のうち、東京都については、平成十七年十二月一日の東京都議会定例会における石原知事の所信表明中空港機能の拡充に係る部分において、横田飛行場への航空自衛隊航空総隊司令部の併置等の施策に関するものと思われるが、「我が国の防衛力強化の観点から軍軍共用化はやむを得ない」との発言があったと承知しており、西多摩郡瑞穂町については、本年二月十一日に石塚町長から東京防衛施設局長に対し、住民の生活環境を著しく悪化させるものでなければ、おおむね容認したいと考えている旨伝えられたところであり、引き続き関係する地方公共団体の理解と協力が得られるよう努めていく考えである。

三について
政府としては、発表文書において示された米軍再編については、その着実かつ早期の実現を図るため、本年三月の具体案の最終的な取りまとめに向け、アメリカ合衆国政府との協議を進めつつ、関係する地方公共団体等の理解と協力が得られるよう努めていく考えである。

防衛庁及び在日米軍の弾道ミサイル用新型警戒監視レーダー配備に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月十三日

参議院議長 扇 千景殿

大田 昌秀

平成十八年三月十日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

防衛庁及び在日米軍の弾道ミサイル用新型警戒監視レーダー配備に関する質問主意書
昨年十月二十九日の日米安全保障協議委員会において合意された、在日米軍再編に関する「日米同盟・未来のための変革と再編（以下「中間報告」という。）には、米軍の弾道ミサイル防衛（MD）用新型警戒監視レーダー「Xバンド・レーダー」の日本への配備が含まれている。これに関連して、米軍関係者は昨年十二月初め、配備先の「最有力候補地」と報じられている青森県つがる市の航空自衛隊電力分屯基地の現地調査をしたと承知している。

一方、防衛庁はMD用の将来警戒管制レーダー「FPS-XX」の開発に向けて、平成十一年度から防衛庁技術研究本部第二研究所飯岡支所（千葉県旭市）において同レーダーの試作機を使用して試験・研究を進めてきた。その結果、平成十八年度から試作機の実用運転の訓練等に入るとともに、「FPS-XX」を鹿児島県・下甕島、新潟県・佐渡、青森県・大湊、沖縄県・与座岳の四か所に順次配備することにし、その施設整備等のために本年度予算案において予算措置を講じている。

在日米軍再編の「中間報告」では、在日米軍司令部が米軍横田基地に自衛隊との間で「共同統合運用調整所」を設置するとともに、現在府中市に所在する航空自衛隊航空総隊司令部が米軍横田基地に移転し、米軍第五空軍司令部と併置することによって、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携を強化し、同調整所を通じて関連するセンサー情報を共有していく方向が示されている。これは、米本土を狙う弾道ミサイルを探知し追尾する「Xバンド・レーダー」と、防衛庁が配備する「FPS-XX」のレーダー情報を日米で共有し、緊密な補充態勢を取っていく考えであると解される。

そうだとすれば、米本土防衛のMD網に日本が組み込まれ、米本土を狙った弾道ミサイルの監視情報を米国側に提供することによって、日本

政府にとって日本国憲法が禁じている「集団的自衛権の行使」に踏み切らざるを得ない事態に陥ることが危惧される。

また、高出力の電力と強力な電波を使用する軍用レーダー及び通信施設に起因すると見られる周辺での電波障害が、過去多数、全国各地で起きたことを思い起こせば、本件の両レーダーによつても同様の心配を禁じえない。

よつて、次のとおり質問する。

一 米軍の「Xバンド・レーダー」について
1 「Xバンド・レーダー」とは一体どのような施設なのか、その目的及び機能、規模、配置要員数等の概要をどのように承知しているのか示されたい。また、このレーダーの製造事業者並びに本体の価格及び関連施設を含めた経費の総額をどのように承知しているのか明らかにされたい。

2 「Xバンド・レーダー」が使用する電力や電波等によつて周辺に電波障害を引き起こす可能性はないのか、所見を示されたい。

3 「Xバンド・レーダー」の日本への配備に向けて、米軍関係者が昨年末、青森県つがる市の航空自衛隊電力分屯基地を現地調査したが、米国側が調査先にこの基地を選んだ理由をどのように承知しているか。また、日本側がこの調査を受け入れた理由についても明らかにされたい。

4 米軍が「Xバンド・レーダー」を日本に配備する場合、配備先と配備時期についての最終決定はいつ行われるのか、政府の見通しを示されたい。

二 防衛庁の「FPS-XX」について
1 「FPS-XX」は、一体どのような施設なのか、その目的及び機能、規模、配置要員数等の概要を示されたい。また、このレーダーの製造事業者及び契約方法並びに本体の価格及び関連施設を含めた経費の総額を明らかにされたい。

2 「FPS-XX」が使用する電力や電波等に

よつて周辺に電波障害を引き起こす可能性はないのか、所見を示されたい。

3 防衛庁が平成十八年度から行う「FPS-XX」の実用運転について、その計画の概要を明らかにされたい。

4 防衛庁は「FPS-XX」を鹿児島県・下甕島、新潟県・佐渡、青森県・大湊、沖縄県・与座岳の全国四か所に配備する計画であるが、これらの配備先の選定の理由を示されたい。

三 レーダー情報の共有について
1 航空自衛隊と在日米軍の共同使用となる米軍横田基地の「共同統合運用調整所」はどのような役割を果たすのか明らかにされたい。

2 弾道ミサイル監視センサーの情報を日米間で共有し、日本側が得た情報の提供に基づき、米国側が武力行使を行った場合、日本政府にとつては日本国憲法が禁じる「集団的自衛権の行使」となる事態が予想されるが、所見を示されたい。

四 配備先地方自治体等への説明及び意向把握について
「Xバンド・レーダー」の配備予定候補地への現地調査の実施及び「FPS-XX」の配備先の地方自治体関係者や住民に対する説明をどのように行ってきたのかを明らかにされたい。また、「Xバンド・レーダー」の配備予定候補地である「FPS-XX」の配備先の地方自治体及び住民の意向をどのように踏まえるつもりなのか、所見を示されたい。

右質問する。

平成十八年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大田昌秀君提出防衛庁及び在日米軍の弾道ミサイル用新型警戒監視レーダー配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大田昌秀君提出防衛庁及び在日米軍の弾道ミサイル用新型警戒監視レーダー配備に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねのXバンド・レーダー・システムは、弾道ミサイルを感知し及び追尾するための機能を備えた移動式地上設置型レーダー・システムである。このシステムは、アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)のレイセオン社が開発していることと承知している。お尋ねの「本体の価格」については、現時点においては承知していない。その他のお尋ねの点については、現在、合衆国と協議中であることから、お答えすることは差し控えたい。

一の2について

仮にXバンド・レーダー・システムが我が国において展開される場合には、政府としては、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するとともに、人体に危害を及ぼすことのないよう、必要な措置をとる考えである。

一の3について

これまでに日米間において議論した結果、我が国に向かう弾道ミサイルを迎撃する能力等を支援するとのXバンド・レーダー・システムの展開の趣旨を考慮すると、航空自衛隊車力分屯基地がXバンド・レーダー・システムを展開する有力な候補地となり得るとの共通認識を得るに至った。このため、合衆国が同分屯基地において平成十七年十二月に実施した現地調査に協力したものである。

一の4について

お尋ねの点を含む我が国に駐留する合衆国軍

隊の兵力態勢の再編については、その着実かつ早期の実施を図るために、本年三月の具体案の最終的な取りまとめに向け、合衆国との協議を進めているところである。

二の1について

お尋ねのFPS-XXは、航空機等の警戒監視を行うとともに、弾道ミサイルを感知し及び追尾するための機能を備えた固定式地上設置型レーダーであり、高さ約三十メートル、幅約三十メートル、奥行約二十五メートルの規模となる予定である。また、FPS-XXについても、他の警戒管制レーダーと同様に、各レーダーサイトに配備された航空警戒管制部隊によつて運用されることとなるが、その人員は、レーダーサイトごとに約二百名である。

平成十八年度予算案においては、航空自衛隊下甕島分屯基地に配備する予定のFPS-XX自体の経費及び同分屯基地ほか三分屯基地におけるFPS-XXを配備するための施設整備等に要する経費として合計約百八十四億円を計上しているところである。FPS-XX開発試作機の契約の相手方は、三菱電機株式会社であるが、平成十八年度予算案に計上しているFPS-XXの契約の方法及び相手方は、今後検討していくこととしている。

二の2について

FPS-XXを配備するに当たり、政府としては、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するとともに、人体に危害を及ぼすことのないよう、必要な措置をとる考えである。

二の3について

お尋ねの「平成十八年度から行う」FPS-X

Xの実用運用がいかなるものを指すのか必ずしも明らかではないが、防衛庁においては、平成十八年度に、技術研究本部第二研究所飯岡支所に所在するFPS-XX開発試作機を活用し、その運用研究を実施することを計画している。この研究においては、FPS-XXと既存のレーダーであるFPS-3改との間で弾道ミサイルの追尾の連携要領の検証等を行い、平成二十年年度末に配備される予定のFPS-XX初号機を円滑に運用し得る態勢の確立を図ることとしている。

二の4について

FPS-XXについては、我が国に飛来する弾道ミサイルの効果的な探知、その配備のための用地取得の容易性、既存のレーダーの換装時期等を踏まえ、御指摘のレーダーサイトに配備することとしたものである。

三の1について

お尋ねの共同統合運用調整所は、平成十七年十月二十九日に開催された日米安全保障協議委員会が発表された文書に述べられているように、「自衛隊と在日米軍の間の接続性、調整及び相互運用性」を「不断に確保」する役割を有するものであり、その具体的な内容は、現在、日米間で協議しているところである。

三の2について

弾道ミサイル防衛に係るレーダーに関する日米間の運用面の協力の在り方の詳細については、今後日米間で調整していくこととしているが、一般論として言えば、政府は、従来から、自衛隊がその任務を遂行するために行う情報収集活動により得られた情報を合衆国軍隊に対し

て一般的な情報交換の一環として提供することは、実力の行使に当たらず、憲法上認められていない集団的自衛権の行使に当たらないと解してきている。

四について

Xバンド・レーダー・システムに係る合衆国による現地調査の実施については、事前に関係する地方公共団体に対して説明を行ったところであり、FPS-XXの配備については、これを予定しているレーダーサイトが所在する地方公共団体に対してFPS-XXの概要等の説明を行ったところである。

今後とも、Xバンド・レーダー・システムの展開候補地に関係する地方公共団体等及びFPS-XXの配備を予定しているレーダーサイトが所在する地方公共団体等の理解と協力が得られるように努めていく考えである。

那覇防衛施設局発注の米軍基地関係公共工事に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月十四日

糸数 慶子

参議院議長 扇 千景殿

那覇防衛施設局発注の米軍基地関係公共工事に関する質問主意書

本年二月九日付琉球新報朝刊は、二〇〇一年度から二〇〇四年度までの間、那覇防衛施設局が発注した沖縄県内の米軍基地関係公共工事で、落札

率が一〇〇%の工事が五七件にのぼり、二〇〇一年度から二〇〇三年度までの平均落札率は九五%を超えていたとして、談合が疑われる高率落札を指摘している。

官製談合をたゞす観点から、以下質問する。

一 平成七年度から平成一六年度までの過去一〇年間の那覇防衛施設局発注の在沖縄米軍基地関係公共工事の件数、工事名称及び受注者名をそれぞれ明らかにされたい。また、落札予定価格、落札額及び落札率についてもそれぞれ明らかにされたい。

二 右の質問を踏まえ、談合はもとより、談合が疑われるような入札を防止する手立てをどのように講じていくのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員糸数慶子君提出那覇防衛施設局発注の米軍基地関係公共工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出那覇防衛施設局発注の米軍基地関係公共工事に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「在沖縄米軍基地関係公共工事」とは、那覇防衛施設局が発注した建設工事(防衛施設庁組織規則(平成十三年内閣府令第五号)第三十三条第一号に規定する建設工事をいう。以下同じ)のうち、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域に係るもの(以下「米軍関係建設工事」という。)をいうものと考えるが、米軍関係建設工事の件数は、平成十二年度については百四十三件、平成十三年度については百六十五件、平成十四年度については百八十二件、平成十五年度については百二十二件、平成十六年度については百六十五件である。

米軍関係建設工事を含む那覇防衛施設局が発注した建設工事の工事件名、契約業者名、予定価格及び契約金額は、平成十二年度から平成十六年度までの間における建設工事に係るものについては、同局の文書閲覧窓口において閲覧に供している入札・契約状況調書のとおりである。なお、このうち平成十六年度における建設工事に係るものについては、同局のホームページにおいても公表しているところである。

また、当該入札・契約状況調書に記載されている契約金額を予定価格で除して得た率が、お尋ねの「落札率」に当たると思われる。なお、その意味での平成十二年度から平成十六年度までの各年度の平均の米軍関係建設工事に係る「落札率」は、平成十二年度については九十八・六パーセント、平成十三年度については九十七・九パーセント、平成十四年度については九十七・一パーセント、平成十五年度については九十七・七パーセント、平成十六年度については九十四・七パーセントである。

平成十一年度以前における米軍関係建設工事に係るお尋ねの点については、関係する資料の保存期間が経過していることから保存されておらず、お答えすることは困難である。

二について

防衛庁においては、防衛施設庁内に防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」を設置し、今般の防衛施設庁における入札談合等に係る事案の徹底的な究明を図るとともに、防衛庁副長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」を開催し、入札手続の見直しを含む入札談合等の再発防止策の検討を行っているところである。

沖縄返還協定に関わる日米政府間の密約の存在等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年二月十五日

参議院議長 扇 千景殿

喜納 昌吉

沖縄返還協定に関わる日米政府間の密約の存在等に関する質問主意書

一九七二年の沖縄返還に際し米国が負担すべき土地の原状回復補償費四〇〇万ドルを日本が肩代わりした密約の存在を、当時、外務省アメリカ局長として返還交渉に当たっていた吉野文六氏が、今日八日付「北海道新聞」で明らかにした。

この密約の存在を明記した米国側文書は二〇〇〇年五月と二〇〇二年六月に米国立公文書館で見つかっているが、日本政府は一貫して密約の存在を否定してきた。今回の吉野氏の同紙向け証言で、密約の存在が改めて確認されたが、安倍晋三

内閣官房長官や麻生太郎外務大臣ら政府高官は、密約の存在を依然否定している。

そこで、以下質問する。

一 安倍内閣官房長官は、今日一〇日付「毎日新聞」において、「全くそうした密約はなかったと報告を受けている」と語ったとされている。また、麻生外務大臣は、今日一〇日付「毎日新聞」夕刊において、「河野外相のときに吉野局長に聞いて、当時は『ない』と答えたということ、この話は終わっている」と語ったとされている。しかし、吉野氏が密約の存在を今回初めて認めた以上、状況は一変したわけである。また、「北海道新聞」に続く「共同通信」や全国紙などの報道で、密約の存在は改めて脚光を浴び、世論の関心は高まっている。そこで、安倍内閣官房長官及び麻生外務大臣は、密約の存在について再調査を行い、真実を公表する必要があると考えるが、その意思があるかどうか明らかにされたい。もし再調査の必要がないと考える場合は、その理由を示されたい。

二 吉野氏の証言と米国側公開文書の内容が一致した以上、政府が密約の存在を否定し続けても説得力はなく、日本政府の「嘘」が内外で一層印象付けられることになり、外交への信頼性が傷つくばかりで国益にも反すると考える。政府は、態度を改めて事実を究明し直し密約の存在を深く認める意思はあるか明らかにされたい。その意思がない場合は、否定し続けることで、どのような政策上の利益があるのかを説明されたい。

三 沖縄返還時に日本側が負担することになった三億二〇〇〇万ドルに「核問題などに考慮した費用七〇〇〇万ドル」が含まれていたことにつ

いて、吉野氏は前記「北海道新聞」で、「核の撤去費用などはもとと積算根拠がない、いわばつかみ金。あんなに金がかかるわけがない。」と語っている。この吉野氏の発言内容について、政府の見解を示されたい。

四 米国政府は今年一月一日の在日米軍再編に関する日米審議官級協議で、「在沖米海兵隊のグアム移転の費用は約九〇〇〇億円」と提示したとされている。交渉が秘密裏でなく公開されたのは好ましいが、「つかみ金」ではなく、この費用の内訳を詳細に究明すべく米国側に強く働きかけていく意思が政府にあるか明らかにされたい。

五 グアム島への海兵隊移転は米軍戦略の一環であって、本来、移転費用などは米国側が負担すべきものと考えられるが、なぜ、日本側が費用の大きな部分を負担しなければならないのか、政府の見解を明らかにされたい。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出沖縄返還協定に関する日米政府間の密約の存在等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出沖縄返還協定に関わる日米政府間の密約の存在等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

沖縄の返還に際しての支払に関する日米間の

合意は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。)がすべてであることは、昭和四十六年の第六十七回国会における沖縄返還協定についての審議が行われた当時から、歴代の外務大臣等が、一貫して繰り返し説明しているところであり、これを改めて確認する必要はないと考えている。

三について

我が国政府が総額三億二千万ドルをアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)政府に支払うこととしたのは、合衆国政府に対して、合衆国の資産が我が国政府に移転されること、合衆国政府が沖縄の返還を千九百六十九年十一月二十一日の共同声明第八項にいう我が国政府の政策に背馳しないよう実施すること、合衆国政府が復帰後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなること等を考慮して行ったものである。

四及び五について

政府としては、我が国に駐留する合衆国軍隊の抑止力維持と地元の負担軽減の観点から、第三海兵機動展開部隊司令部のグアムへの移転等をなるべく早期に実現するため、合衆国と協力して、資金的その他の措置を検討していきたいと考えているが、現時点では、具体的な措置について何ら決定されていない。また、日米間の協議の詳細な内容については、合衆国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

愛知県渥美半島の陸上自衛隊大山離着陸訓練場に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年二月十六日

山下八洲夫

参議院議長 扇 千景殿

愛知県渥美半島の陸上自衛隊大山離着陸訓練場に関する質問主意書

愛知県田原市越戸町古今にあった陸上自衛隊大山無線中継所跡地が、平成十七年十月一日より陸上自衛隊航空学校のヘリコプター場外離着陸訓練場とされている。

大山一帯は三河湾国定公園第三種特別地域に指定されており、中腹の神社一帯には第一種特別地域に指定された原生林も残されているなど、愛知県有数の照葉樹林帯である。この山林一帯(渥美山塊)ではこれまでに猛禽類のハチクマ、サシバ、オオタカの繁殖が確認されており、山麓では毎年繁殖期にサンコウチョウ、オオルリ、ヤブサメなどの夏鳥も観察されている。

伊良湖のハチクマやサシバ・小鳥類の秋の渡りは保全上大変重要になっているが、八月中旬から十二月上旬にかけて百万羽を超えるであろう猛禽類・小鳥類が適宜休息しつつ通過して行くのが、まさにこの越戸大山を含んだ渥美山塊である。冬季には同じく猛禽類・小鳥類が数多く越冬している。哺乳類もニホンリス、テン、アナグマ等十二種類が確認されている。

このような山林の頂上をヘリコプターの離着陸訓練場として使用するならば猛禽類・小鳥類の繁殖・渡り・越冬、哺乳類の生息に悪影響が出るこ

とは避けられない。日本鳥学会は平成十六年九月の総会決議で「生物多様性や自然環境保全に十分配慮した新たな検討を行うことが妥当である」と考える。」と指摘している。

また、大山一帯は山岳会関係の各種出版物にも、手軽で良好なハイキングコースとして紹介されており、渥美半島内はもとより県内外の多くの人々が登山やレクリエーションに親しんでいるところである。地域の保育園児や小中学生の遠足にも利用されてきている。

このような山林頂上は自衛隊ヘリコプター離着陸訓練場として使用するのではなく、当該地が国定公園特別地域に指定されていることにかんがみ、財務省を経て愛知県の管理地へと移管されるべきである。

以上の観点から、この大山離着陸訓練場(以下「本訓練場」という。)について以下質問する。

一 なぜ、国定公園特別地域を自衛隊の戦闘用ヘリコプター訓練場とする必要性が生じたのかを想定される訓練ルートも含めて詳細に説明されたい。

二 本訓練場を設置するに当たっては、政府部内で環境省自然環境局野生生物課の意見を聴いているのか。また、愛知県自然環境課の見解は照会しているのか。把握しているのであれば、それぞれの意見・見解を示されたい。仮にこれらの意見・見解を把握していないのであれば、その理由を明らかにされたい。

三 日本鳥学会や諸自然保護団体との「公開された科学的な検討・検証の場」を設けずに、本訓練場を設置してしまった理由を明らかにされたい。

四 本訓練場に関しては、平成十八年度に「環境

調査」を予定しているとも聞いている。

1 事実とするならば、「環境調査」後に本訓練場の設置も可能であったと考えるが、「環境調査」前に本訓練場を設置しなければならなかった理由を明らかにされたい。

2 予定されている「環境調査」は、調査対象生物種、調査時期・人数、調査人員、調査費用など、どのような規模のものを考えているのか明らかにされたい。

3 「環境調査」結果を踏まえて、日本鳥学会や諸自然保護団体と「公開された科学的な検討・検証の場」が持たれるべきと考えるが、その意思はあるか。

4 「環境調査」結果から引き出される選択肢の一つには、「本訓練場の廃止」も入ると思うが、そのような意思を持っているか。

5 本訓練場を設置するにあたり、陸上自衛隊航空学校長と田原市長との間で「覚書」が交わされ、そこには「か月当たりの訓練回数」など、防衛庁としては公表できない事項が記されている。訓練回数は毎年田原市に報告されるのか示されたい。また、報告されないのであれば、訓練回数が「覚書」を遵守していることはどのようにして担保されるのかを明らかにされたい。
右質問する。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員山下八洲夫君提出愛知県渥美半島の陸上自衛隊大山離着陸訓練場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下八洲夫君提出愛知県渥美半島の陸上自衛隊大山離着陸訓練場に関する質問に対する答弁書

一について

陸上自衛隊航空学校では、現在利用している場外離着陸場が狭隘なため、ヘリコプターの操縦教育に必要な離着陸訓練が可能となる地積を有する大山無線中継所跡地を大山訓練場として利用することとしたところであるが、お尋ねの「訓練ルート」は、現在、検討中である。

二について

防衛庁長官官房施設課等においては、大山訓練場におけるヘリコプターの離着陸訓練の実施に関し、環境省自然環境局野生生物課の意見を求め、同課は、同訓練場におけるヘリコプターの離着陸について、自然環境の保全に関する同省所管の法令上の規制は設けられていないが、渡り鳥について専門家の助言を踏まえて調査し、その保護方策を検討することが重要であり、また、同訓練場周辺において希少な猛禽類の繁殖が確認された場合には、平成八年に環境庁(当時)が開発事業等における猛禽類の調査と保護方策の基本的な考え方について取りまとめた「猛禽類保護の進め方」に従って専門家の助言を踏まえて調査し、その保護方策を検討することが重要であるとの意見を述べた。

また、陸上自衛隊航空学校総務部航空管理課等においては、愛知県環境部自然環境課の意見を求め、同課からは、同訓練場を設置するに当たっては、土地の形状の変更等を伴わないことから自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)で定める手続をとることは不要であるが、

関係する地方公共団体等の理解を得るとともに自然保護団体と話し合いを行うこと及び猛禽類の現地調査を実施することが望ましいとの意見があった。

三について

大山訓練場の設置に当たっては、関係する地方公共団体等のみならず、自然保護団体に対しても、訓練の実施においては自然環境に配慮する旨を説明し、その理解を求めてきたところである。

四の1について

大山訓練場の設置については、土地の形状の変更等を伴うものではないが、防衛庁としては、同訓練場周辺の自然環境に配慮する必要があると考えていることから、環境調査を予定しているところである。

四の2について

防衛庁においては、平成十九年に大山訓練場周辺の鳥類の生息調査を実施する予定であるが、その詳細については、現在、検討中である。

四の3及び4について

防衛庁としては、大山訓練場周辺の自然環境に配慮しつつ、同訓練場を適切に運用してまいりたい。

五について

御指摘の覚書においては、田原市への訓練回数に係る報告義務は定められていないが、防衛庁としては、当該覚書に基づき訓練を適切に実施することとしている。

在日米軍再編に伴う在沖縄米海兵隊のグアム移転関連経費等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月十六日

参議院議長 扇 千景殿
大田 昌秀

在日米軍再編に伴う在沖縄米海兵隊のグアム移転関連経費等に関する質問主意書
日米両政府は、昨年十月二十九日の安全保障協議委員会での在日米軍再編に関する「日米同盟・未来のための変革と再編」(以下「中間報告」という。)に合意した。

この「中間報告」の第三章「兵力態勢の再編」の第二項「再編に関する勧告」にある「兵力削減」の部分には、沖縄に駐留している第三海兵機動展開部隊司令部は「グアム及び他の場所に移転され」、かつ、「この沖縄における再編は、約七千名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖縄外への移転を含む」とし、日本政府は米政府と協力して、「これらのグアムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すための検討を行う」とある。

ところが、本年二月九日付の『日本経済新聞』は、「在日米軍再編で日本側が一部を負担することになっている海兵隊司令部などのグアム移転関連経費について、米側が総額約八十億ドル(約九千五百億円)との見積もりを提示していることが明らかにした」と報じている。
「中間報告」には、米海兵隊司令部のグアム移転のほか、空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場

への移駐あるいは普天間飛行場の移設に関連して「キャンプ・シュワブ」の海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶ「L」字型に普天間代替施設を設置する」という考えも示されているが、このような措置には相当額の資金を要すると思われる。

この資金の財源確保において、その一部といえども仮に我が国が負担することになると、周知のとおり我が国の厳しい財政事情のもとで果たして国民の納得を得ることができるのか、また、米海兵隊のグアムへの移転という海外での米軍の軍事施設建設に要する費用をそもそも我が国の財政から支出可能なかどうか疑問に思うところである。

よって、次のとおり質問する。

一 在沖繩米海兵隊のグアム移転経費の日本側負担について、米国側が総額約八十億ドル(約九千五百億円)の見積もりを提示しているというのは事実か、明らかにされたい。また、それが事実だとし、それを我が国が一部といえども負担するとすれば、海外における外国軍の軍事施設建設費用を我が国が負担することになるが、我が国の法制度上可能なかどうか、根拠を示されたい。

二 空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐に係る費用の見通しを明らかにされたい。

三 キャンプ・シュワブ海岸区域に移設する普天間飛行場代替施設の概要及びそれに要する費用並びに、その費用は日米いずれが負担することになるのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大田昌秀君提出在日米軍再編に伴う在沖繩米海兵隊のグアム移転関連経費等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大田昌秀君提出在日米軍再編に伴う在沖繩米海兵隊のグアム移転関連経費等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の抑止力維持と地元負担軽減の観点から、第三海兵機動展開部隊司令部のグアムへの移転等をなるべく早期に実現するため、アメリカ合衆国と協力して、資金的その他の措置を検討していきたいと考えているが、現時点では、具体的な措置について何ら決定されていない。また、日米間の協議の詳細な内容については、アメリカ合衆国との関係もあり、お答えすることは差し控えた。

二について

お尋ねの費用については、現在、日米間で協議しているところであり、お答えすることは困難である。

三について

普天間飛行場の代替施設の概要については、平成十七年十月二十九日に開催された日米安全保障協議委員会で発表された文書において、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶ「L」字型に設置する旨が示されているところであり、今後、日米間で

具体案を最終的に取りまとめることとしている。また、当該代替施設の建設に要する費用に関するお尋ねの点については、現在、当該代替施設の具体案について日米間で協議しているところであり、お答えすることは困難である。

障害年金における「ポストポリオ症候群」の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年二月十六日

島田智哉子

参議院議長 扇 千景殿

障害年金における「ポストポリオ症候群」の取扱いに関する質問主意書

労働者が障害を負うことによって労働できなくなる場合や労働能力が制限され稼働が減少する場合に、その生活の安定を図るため支給されている障害厚生年金は、その障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)に、厚生年金保険の被保険者でなければ支給権が発生しない。

しかし、小児期にポリオや急性灰白髄炎に罹患し、いったん回復して通常の社会生活を送っていたものの数十年経過後、症状の悪化によって様々な機能障害が生じるいわゆる「ポストポリオ症候群」の方々については、初診日が小児期にあることを理由に裁定を行う社会保険庁において、障害厚生年金を支給と決定する事例が後を絶たない。一方で、「ポストポリオ症候群」に係る障害厚

生年金の不支給決定に対する社会保険審査会での再審査では、当該処分を取り消す裁定を行う例も出てきている。以上のような状況を見る限り、「ポストポリオ症候群」に係る障害認定を巡っては、混乱が生じていると言わざるを得ない。

こうした事態を打開し、「ポストポリオ症候群」の方々に障害年金を円滑に支給する必要があるとの考えから、以下質問する。

一 平成十五年十月九日の参議院厚生労働委員会において、「社会的治癒に関しましては、質疑に答える形で昭和四十二年に通知等で示してあるところでございます」と社会保険庁運営部長が答弁の中で示した通知の正式な件名、発出年月日、発出番号、発出先及び通知文の内容を正確にすべて明らかにされたい。また、昭和四十二年の通知以外で社会的治癒に関する政府の見解を示したものがあれば、それも明らかにされたい。

二 社会保険審査会における再審査を経なくても「ポストポリオ症候群」の方々が障害厚生年金を受給することができるよう、政府は「ポストポリオ症候群」に係る国民年金及び厚生年金保険の障害認定基準を早急に策定し、明示する必要があると考える。政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員島田智哉子君提出障害年金における「ポストポリオ症候群」の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員島田智哉子君提出障害年金における「ポストポリオ症候群」の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの社会的治癒に関する社会保険庁年金保険部国民年金課長及び福祉年金課長通知の正式な件名、発出年月日及び発出番号は「国民年金障害認定事務に関する疑義回答について（昭和四十二年五月二日付け庁文発第四八八五号）」であり、その発出先は都道府県民生主管部（局）国民年金課（部）長である。当該通知は、ハンセン病患者が「治癒又は軽快退所し社会復帰してのち再発し廃疾となつた場合」については、社会的治癒が認められるので、再発の初診日を障害認定に当たつての傷病に係る初診日とすることをその内容としている。

当該通知以外のものとしては、社会保険庁年金保険部国民年金課長及び福祉年金課長通知である「国民年金障害認定事務に関する疑義回答について（昭和四十三年二月二十三日付け庁文発第二一四九号）」があり、同通知においては、進行麻痺が発症した者については、「梅毒治療後、一応治癒として社会生活を通常に営んでいる期間が相当長いので、社会的治癒があつたものと認め、進行麻痺の発症後初めて医師の診療を受けた日」を障害認定に当たつての傷病に係る初診日とするとともに、「社会的治癒とは、医療を行ふ必要がなくなつて社会復帰している状態をいう」としている。

また、平成十五年十月九日及び平成十六年五月二十五日の参議院厚生労働委員会における西川きよし委員のポリオ後症候群の患者に関する質疑において、社会保険庁運営部長が、医療を

行う必要がなくなり、社会復帰している状態が相当期間経過している状態を社会的治癒とし、再発の初診日を障害認定に当たつての傷病に係る初診日として取り扱うことがある旨を答弁している。

二について

社会保険庁においては、国民年金及び厚生年金保険の障害年金におけるポリオ後症候群に係る障害認定に当たつては、近年の医学的知見等を踏まえ、一定の要件を満たすポリオ後症候群に關して、ポリオについて初めて医師の診療を受けた日ではなく、当該ポリオ後症候群について初めて医師の診療を受けた日をもって、初診日として取り扱うこととし、平成十八年二月十七日に社会保険庁運営部長から地方社会保険事務局長にあててその旨を通知したところである。

スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月十六日

参議院議長 扇 千景殿
白 眞勲

スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書

平成十六年十二月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害（以下「スマトラ島沖大地震」という。）に対し、日本政府はインドネシアに二国間無償資金協力（以下「本無償資金協力」という。）を実施し、百四十六億円（以下「本資金」という。）を支払った。

本無償資金協力に關し、私は去る平成十七年九月二十九日の「スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書」において、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）又は財団法人日本国際協力システム（以下「JICS」という。）に對しては何らかの金銭が支払われるのか」と質問したところである。

この質問主意書に対する政府の答弁書（以下「本答弁書」という。）は同年十月七日に受領しているが、本答弁書に關連する事項について、以下のとおり改めて質問する。

一 本答弁書によると、「JICAに對しては、本資金は支払われない」とある。

1 JICAは、スマトラ島沖大地震について、緊急開発調査を二件実施しインドネシア政府にその結果を提供している。しかしながら、本資金がJICAに對して支払われないのはなぜか。その理由を具体的に示された。

2 JICAの職員は、平成十八年二月一日現在、バンダ・アチエに駐在しているか。駐在している場合は、その人数を示されたい。

3 JICAの職員の駐在に關する費用は、本資金より支払われるのが妥当と思われるが、本資金より支払われるのか。本資金から支払われない場合には、なぜ支払われないのか。また、その駐在費用はどこがどのような理由で負担するのか示されたい。

二 本無償資金協力の実施に当たり、日本とインドネシアの間で交わされた交換公文において、JICSがインドネシア政府の調達代理機關に指定されている。

本答弁書によると、「JICSに最終的に支払われる手数料の具体的な金額については、本無償資金協力に係るJICSの業務がすべて完了した時点で確定する」とある。

しかし、この手数料の金額については既に「三億一千百万円」との報道がなされ、一方で平成十七年十月二十日の外交防衛委員会においては「各契約ごとに約二パーセント」との佐々木JICS理事長の答弁もなされている。

1 この報道や答弁は正しいものであるのか。正しいのであれば、「三億一千百万円」という金額は具体的に何を指すのか示されたい。また、「約二パーセント」の正確な率も示されたい。さらに、この手数料の支払時期及び既に支払われた手数料がある場合の合計金額を示されたい。また、これらの金額や率とは異なるが、既に手数料の金額が確定されている場合又は手数料の金額算定に關し一契約ごとに設定された率があつてその率が二パーセントではない場合には、その金額ないしはその率を示されたい。

2 本答弁書で示されたインドネシア政府からJICSに支払われる手数料の「具体的な金額」の「確定」とは、どのような基準で計算されるのか。JICSが取り決めたを交わした相手国がインドネシア政府のどの部署かを具体的に示し、手数料の計算根拠となる契約書等の内容を列挙した上で、具体的に示されたい。

3 政府は、2に對する答弁で示される基準に

より計算される手数料の金額が、本無償資金協力において指定された調達代理機関である JICS が受領する金額として妥当なものであると考えるか。政府の見解をその理由とともに示されたい。

右質問する。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員白眞勲君提出スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の二国間無償資金協力(以下「本無償資金協力」という。)によって供与された百四十六億円(以下「本資金」という。)が独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)に対して支払われていないのは、JICAが実施した御指摘の緊急開発調査が本無償資金協力とは別に JICA の技術協力業務の一環として実施されたものであり、これに必要な経費については JICA 運営費交付金が充てられているためである。

一の2について

平成十八年二月一日現在、JICA の職員はバンダ・アチエには駐在していないが、JICA の在インドネシア事務所職員が同地に交替で

一名出張している。

一の3について

JICA の職員のバンダ・アチエでの活動は、本無償資金協力の実施に関するものではないため、その経費は、本資金からは支払われない。バンダ・アチエにおける JICA の職員は、JICA の実施する事業である緊急開発調査の管理を主たる目的として滞在しているため、必要な経費は、JICA 運営費交付金から支払われている。

二の1から3までについて

財団法人日本国際協力システム(以下「JICS」という。)は、インドネシア国家開発企画庁及び財務省と調達代理契約を締結しており、この契約で合意されている調達代理手数料は、本無償資金協力に係る業者との契約金額に二パーセントを乗じて得た金額に、管理費二千万円及び事務所維持費五百万円を合計した金額であると承知している。JICS が受領する調達代理手数料の最終的な合計額は、本無償資金協力に係る業者との契約の締結がすべて完了しなければ確定せず、平成十八年二月二十日現在までに、合計九千七百七十七万三千三百三十三円の調達代理手数料が平成十七年十月七日及び平成十八年二月十日に支払われたと承知している。

調達代理手数料は、JICS が調達代理業務を実施する際に必要となる人件費、旅費、現地事務所の維持管理費、通信連絡費等の費用に充てられるものであり、本無償資金協力の規模等を勘案して適正に設定されているものと承知している。

日本銀行の自主性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月十七日

参議院議長 扇 千景殿

大久保 勉

日本銀行の自主性に関する質問主意書

政府と中央銀行との関係は、各国で議論がなされている。日本では、平成十年に施行された改正日本銀行法において、中央銀行である日本銀行の自主性が大幅に担保されることとなった。

この点に関し、以下質問する。

一 日本銀行法では第三条において「日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。」とされ、第五条第二項において「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされている。この点に関して、「通貨及び金融の調節」及び「業務運営」の定義をそれぞれ示されたい。また、ここでいう「尊重」と「十分配慮」との間には、いかなる差異が存在するのか、政府の見解を示されたい。

二 日本銀行法第三条における「通貨及び金融の調節における自主性」について、日本銀行には政策目標に関して政府からの自主性があるのか、それとも政策目標実現のための手段に関する自主性を持つに過ぎないのか、政府の見解を示されたい。

三 現行の日本銀行法は、金融制度調査会による平成九年二月の「日本銀行法の改正に関する答申」を基礎としており、特に、経費に関する予

算の財務大臣認可を定めた第五十一条の規定は、この答申の第六「会計」の部分を受けたものである。「日本銀行法の改正に関する答申理由書」では、第六「会計」の説明において、日本銀行の公的性格からその経費の公的チェックの必要性を指摘している。今日においてもこの説明で示された考え方が適切であると考えるか、政府の見解を示されたい。

四 今後の銀行券取扱物量の増大に対応するためとして、平成十五年四月から稼働した戸田分館(発券センター)において行われている業務は、銀行券の現物の受払、鑑査及び保管であり、日本銀行法では「第四章 業務」ではなく、「第五章 日本銀行券に定められている事項である」と考える。したがって、日本銀行法第一条第一項で定める目的のうち「銀行券を発行すること」に関連する業務であり、「通貨及び金融の調節を行うこと」には含まれない。

すなわち、戸田分館の計画、設計、建設及び運営等にかかる経費は、日本銀行法施行令第十四条第七号における「業務の用に供する不動産を除く。」という除外規定には当たらず、日本銀行法第五十一条第一項における「通貨及び金融の調節に支障を生じさせないもの」として政令で定める経費に当たることから、財務大臣の認可を受ける予算に含まれていると考える。このような理解でよいのか、政府の見解を示されたい。

また、財務大臣による認可について、戸田分館に関する予算に関してどのような手続きを過去に行い、そして現在行っているのかを明らかにされたい。

五 現在の銀行券受払状況を勘案すると、戸田分館建設計画時の想定と大幅な乖離が生じており、戸田分館に係る経費は妥当なものとは言えないと考える。この点について政府の見解を示されたい。

六 日本銀行は政府からの出資が二分の一以上を占めており、会計検査院法第二十二條第四号の「日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払のみならず、同条第五号の「国が資本金の二分の一以上を出資している法人」としても会計検査院の検査対象となっている。会計検査院は、適時適切な検査を日本銀行に対して行っているのか否かを明らかにされたい。

七 戸田分館の着工以来現在に至るまでの期間である平成十一年度から平成十六年度の日本銀行への会計検査に関する「申報書」「質問・回答」「検査報告提案審議資料」及び「検査資料(会計検査院実地検査調査書)」等を公開するよう会計検査院に求めたが、会計検査院からは行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)及び情報公開請求に対する審査基準(平成十三年会計検査院長決定。以下「審査基準」という。)により公表しないこととしている旨の回答があった。

このような会計検査院の対応や、会計検査院長が決定した審査基準そのものは、全府省統一的情報公開を進めようとする情報公開法の趣旨に合致しないものではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大久保勉君提出日本銀行の自主性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出日本銀行の自主性に関する質問に対する答弁書

一について

「通貨及び金融の調節」とは、日本銀行が、債券・手形オペレーション等を通じ通貨発行量や金利水準を調節することをいい、いわゆる日本銀行の金融政策を意味している。

「業務運営」とは、日本銀行がその目的を達成するために、業務を行うことをいう。

また、日本銀行の「通貨及び金融の調節」については、その理念である物価の安定の達成のために高い独立性が付与されるよう、日本銀行の自主性が「尊重」されなければならないとされているのに対して、日本銀行の業務運営については、認可等による政府の関与を認めた上、最高意思決定機関が政策委員会であることにかんがみ、日本銀行の自主性が「十分配慮」されなければならないとされている。

二について

御指摘の政策目標等の意味が必ずしも明らかではないが、日本銀行法(平成九年法律第八十九号。以下「法」という。)第三条第一項において自主性についての尊重義務が規定されている通貨及び金融の調節については、その理念が、法第二条において「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」と規定

され、また、政府との関係が、法第四条において「日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。」と規定されており、日本銀行は、これらの規定に従って通貨及び金融の調節を行うこととなる。

三について

「日本銀行の経費が通貨発行益により賄われていること等の日本銀行の公的性格から、その経費を公的にチェックすることは必要である」とする御指摘の「日本銀行法の改正に関する答申理由書」の第六(会計)の説明で示された考え方は、適切であると考ええる。

四について

予算について財務大臣の認可を受けなければならない経費は、法第五十一条第一項において、「通貨及び金融の調節に支障を生じさせないもの」として政令で定める経費に限る」とされており、日本銀行法施行令(平成九年政令第三百八十五号。以下「令」という。)第十四条第七号に規定する「業務の用に供する不動産」の取得に要する経費は、これから除かれている。

また、一について述べたとおり、「通貨及び金融の調節」には、日本銀行が通貨発行量を調節することが含まれることから、「銀行券を発行すること」は、「通貨及び金融の調節を行うこと」と密接不可分の関係にあり、法第五十一条第一項に規定する「通貨及び金融の調節に支障を生じさせないもの」に該当しない。

したがって、銀行券の発行が行われている戸

田分館に係る不動産は、令第十四条第七号に規定する「業務の用に供する不動産」に該当し、戸田分館に関する経費については、当該不動産の取得に要する経費を除いた部分の予算につき、財務大臣の認可を受けることとなる。

戸田分館に関する経費の予算については、平成十年度以降、毎事業年度開始前に、不動産の取得に要する経費を除いた部分の予算が、他の経費の予算と併せて日本銀行から提出され、これについて、日本銀行の効率的な業務運営の確保等の観点から審査した上で、財務大臣が認可している。

五について

戸田分館の建設計画の策定時における銀行券の受払いが増加基調にあったこと等から、既存の設備で対応可能な限界を超えることが見込まれたため、法第七条第二項の規定に基づき、戸田分館の設置認可を行ったところである。

また、戸田分館に係る不動産の取得に要する経費については、令第十四条第七号に規定する「業務の用に供する不動産」に該当することから、日本銀行において、その妥当性を判断したものとして承知している。

当該不動産の取得に要する経費を除いた部分の経費については、銀行券の受払いの実績等を勘案し、法第五十一条第一項の規定による認可を行っており、必要かつ妥当なものであると考ええる。

六について

会計検査院は、会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)に基づき、日本銀行に対し、毎年度会計実地検査を行うなど適時適切に会計

検査を実施していると承知している。
七について

会計検査院においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の趣旨に沿って、情報公開請求に対する審査基準(平成十三年三月二十九日会計検査院長決定)を定め、同法に従って開示等についての決定を行っているものと承知している。

まちづくりに関連する交付金等に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月二十日

参議院議長 扇 千景殿 柳澤 光美

まちづくりに関連する交付金等に関する質問
問主意書

「大規模小売店舗立地法」(大店立地法)、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(中心市街地活性化法)、「改正都市計画法」のいわゆるまちづくり三法が施行されて七年が経過した。

この間、当初の目的であつた全国の中心市街地の衰退傾向に歯止めをかけることができず、政府は、経済産業省、国土交通省それぞれの審議会での議論経過を踏まえ、「中心市街地活性化法」と「都市計画法」の改正案を今国会に提出した。改正案の内容は中心市街地に対する交付金を拡充する

一方、郊外の大型小売店出店を規制することにより中心市街地の活性化を目指すこととしている。

しかし、単に郊外大型小売店の出店を規制することで中心市街地が活性化するとはいえない考えられず、交付金についてもまたやバラマキになるのではないかと危惧されるところである。一部でなされている「商店街の衰退の原因はすべて郊外大型小売店の出店にある」といった短絡的な議論に終わらせないためにも、まずはこの七年間の徹底した検証が必要である。とりわけ、これまで支出してきた交付金や補助金などがどのように使われ、どこに問題があつたのかなどを明らかにしない限りは、さらなる無駄な支出が行われ結果として国民に負担を強いることになる。

以上の観点から、以下質問する。

一 まちづくり三法の施行以降、中心市街地・商店街等の中小商業活性化を図ることを中心としたまちづくりに関して支出した補助金、交付金等の内容(名称、目的、補助・交付対象及び金額)について、所管省庁別かつ年度別に示されたい。

二 一で示した補助金、交付金等において生じた年度ごとの不用額をそれぞれ示し、その発生要因を詳細に明らかにされたい。

三 一で示した補助金、交付金等の政策効果について、どのような手法で検証し、どのような効果があつたのか示されたい。また、その効果について、政府はどのように評価をしているのか示されたい。

右質問する。

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員柳澤光美君提出まちづくりに関連する交付金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員柳澤光美君提出まちづくりに関連する交付金等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「まちづくりに関して支出した補助金、交付金等」の内容並びに不用額及びその発生要因については、所管省庁別及び年度別に取組みとめた既存の資料が存在せず、新たにこれを取りまとめるためには膨大な作業を必要とすることなどから、お答えすることが困難である。

なお、平成十六年度分の中心市街地の活性化に関する補助金、交付金等の支援策については、関係省庁による市町村等からの相談等に関する統一の窓口である「中心市街地活性化推進室」のホームページで公表している。

三について

中心市街地の活性化のための施策については、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会商業部会合同会議の場において現行の施策の評価が行われ、平成十七年十二月に同会議が取りまとめた報告書において、「中心市街地が総じて衰退する中、現行施策は都市機能の適正立地と中心市街地の活性化等に係る取組が一体的に行われていないこ

となど関係法令・制度の連携が十分に機能できなかったことにより衰退の歯止めとして必ずしも機能しておらず、当初期待された効果は得られていない」との指摘がなされているところである。

政府としては、このような指摘等を踏まえ、政府全体として中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進することが必要であるとの認識の下、内閣に中心市街地活性化本部を設置すること等をその内容とする「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案」を今国会に提出したところである。

在沖米軍基地へのMV22オスプレイの配備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月二十日

参議院議長 扇 千景殿 喜納 昌吉

在沖米軍基地へのMV22オスプレイの配備に関する質問主意書

報道等によると、米海軍は今年八月ワシントンで、米海兵隊の次期主力輸送機MV22オスプレイ(以下「MV22」という。)を、二〇一三会計年度(二〇一二年一〇月から二〇一三年九月まで)から二〇一五会計年度にかけて沖縄に配備する計画を明らかにしたという。

MV22は、ヘリコプターのような垂直離着陸機能と、固定翼機のような水平飛行能力を併せ持つ。このため構造が複雑で、垂直離陸した後水平飛行に移る際、及び水平飛行から垂直着陸に移る際などに事故が起きる可能性がある。事実、一九九一年以降の実験段階で墜落事故が数件起きており、死傷者が出ている。

このような安全性に問題のあるMV22の沖縄への配備計画は、沖縄県民の不安を増大させるものであることから、以下質問する。

一 日本政府は、米国防政府若しくは米軍から、MV22の沖縄配備計画について通告を受けているのか。もし受けているのであれば、いつ、どのような形で通告を受けたのか明らかにされたい。また、通告を受けていない場合、政府は米国防政府若しくは米軍に対して積極的に説明を求めていくべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 政府は、米海軍がMV22を配備しようとしている沖縄の米軍基地がどこであるか把握しているか。把握しているのであれば、どの基地が明らかにされたい。また、把握していない場合、政府は米国防政府若しくは米軍に対して積極的に説明を求めていくべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)は、辺野古崎への建設が日米政府間で原則的にまとまっている。仮に代替施設が完成した場合、政府は代替施設へのMV22の配備を容認するか、明らかにされたい。

四 政府は、一九九一年以降発生したMV22の事故の詳細について、米国防政府から詳しい説明を受けているのか。また、政府は、MV22の飛行の危険性をどのように認識しているのか、明らかにされたい。

五 ラムズフェルド国防長官ら米国防政府当局者は、これまでに普天間飛行場の危険性を指摘してきた。しかし、これらの指摘は、MV22が通常の軍用ヘリコプターより墜落事故の危険性が高いために、新たに代替施設を建設し、その代替施設にMV22を配備するという政策的な判断を前提としたものであるとの考え方があり、このような考え方について、政府の見解を示されたい。

六 一九九〇年代半ば当時米国防政府公表された米軍関係資料によると、防衛庁がMV22四機の購入を決めたこととされるが、これは事実か否か。事実である場合、購入契約先及び発注元、一機目が引き渡される時期、購入の目的、購入するMV22の型名、購入機数及び一機当たりの価格について明らかにされたい。また、一九九〇年代半ば以降、別途、MV22の購入計画なしに米国防政府との契約がなされたことがあるか。ある場合は、これについても詳細を明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出在沖米軍基地へのMV22オスプレイの配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出在沖米軍基地へのMV22オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

政府としては、これまで、アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)政府に対し、御指摘の垂直離着陸機MV22オスプレイ(以下「MV22」という。)の沖縄への配備に関する合衆国政府の見解を累次にわたり照会してきているが、合衆国政府からは、現時点においてMV22の沖縄への配備について何ら具体的な予定は有していない旨の回答を得てきている。

お尋ねにあるような仮定の議論等については、政府として、お答えすることは差し控えた。

MV22の事故については、合衆国政府の発表によつて適宜事実関係を承知している。御指摘の「飛行の危険性」については、政府として、認識を述べる立場にない。

六について

防衛庁が千九百九十年代半ばまでにMV22の購入を決定したという事実はなく、また、千九百九十年代半ば以降、MV22の購入を計画したこともない。

介護報酬の改定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月二十日

参議院議長 扇 千景殿
小池 晃

介護報酬の改定に関する質問主意書

四月一日より介護報酬の改定が実施される。介護保険事業者が、改定された介護報酬の内容に沿ったサービスを提供するためには、改定に伴う関連政令・省令・通知を理解することが必要である。そのためには少なくとも一か月以上前に関連政令・省令・通知が示される必要があると考える。

二〇〇五年一〇月改定では、これらの関連政令・省令・通知の発出が大幅に遅れ、介護保険事業者のみならず利用者にも多大な混乱をもたらした。今回も四月一日を目前に混乱が生まれていることから、以下質問する。

一 政府は、過去及び今回の介護報酬の改定を目前にした現場の混乱をどのように認識しているのか。見解を示されたい。

二 介護報酬の改定の四月実施に当たっては、さなる混乱が起きないように関連政令・省令・通知を早く発出すべきと考えるが、関連政令・省令・通知はいつ発出するのか、期日を明確に示されたい。

三 関連政令・省令・通知の周知を図るために、正式な政令・省令・通知が発出される前の段階で、政令・省令・通知の参考資料であることを明示したうえで、政令案・省令案・通知案を示すことを検討すべきではないか。

四 今回の介護報酬改定案についての社会保障審議会介護給付費分科会の答申は一月二六日であり、関連政令・省令・通知は三月に入ってから発出される見込みである。介護保険事業者等の現場で前回に続き今回も混乱が生じるのは、改定直前の三月に関連政令・省令・通知が出され

することに原因がある。関係者の準備期間を保障するために、改定手続の迅速化が必要であると考え、見解を示されたい。

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員小池晃君提出介護報酬の改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出介護報酬の改定に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

厚生労働省においては、これまでの介護報酬の改定に当たって、社会保障審議会(以下「社保審」という。)における議論を公開するとともに、その答申を受けた後、関係する省令、告示及び通知等(以下「関係省令等」という。)の公布及び発出を速やかに行い、その周知を図ること等により、介護報酬の改定の円滑な実施に努めてきたところである。

平成十八年度の介護報酬の改定に当たっても、昨年九月五日以降の社保審における介護報酬に係る議論を資料も含めて公開するとともに、その議論の内容については、厚生労働省のホームページ及び昨年十月三十一日に開催した全国都道府県県長会議等により、情報提供を行ってきたところである。また、本年一月二十六日に社保審の答申を受けた後、本年二月一日から、当該答申に係る介護報酬改定の骨子案に

ついて国民からの意見を募集したところである。

さらに、本年二月に全国八か所で開催したブロック会議においては、その時点における関係省令等の検討中の案を示したところである。本年三月上旬以降できるだけ早く関係省令等の公布及び発出を行う予定であり、介護報酬の改定の円滑な実施に努めてまいりたい。

診療報酬の改定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月二十日

小池 晃

参議院議長 扇 千景殿

診療報酬の改定に関する質問主意書

四月一日より診療報酬の改定が実施される。保険医療機関が、改定された診療報酬点数表の内容に沿って医療を提供するためには、診療報酬改定に伴う関連省令・通知を理解することが必要である。そのためには少なくとも一か月以上前に関連省令・通知が示される必要があると考える。

しかし、これまでの診療報酬改定では、これらの関連省令・通知の発出が大幅に遅れ、医療現場に多大な混乱をもたらしたことから、医療機関にも患者にも不利益が生じている。今回も四月一日を目前に混乱が生まれているので、以下質問する。

一 政府は、過去及び今回の診療報酬の改定を目前にした現場の混乱をどのように認識している

のか。見解を示されたい。

二 診療報酬の改定の四月実施に当たっては、さらなる混乱が起きないよう関連省令・通知を早く発出すべきと考えるが、関連省令・通知はいつ発出するのか、期日を明確に示されたい。

三 関連省令・通知の周知を図るために、正式な省令・通知が発出される前の段階で、省令・通知の参考資料であることを明示したうえで、省令案・通知案を示すことを検討すべきではないか。

四 今回の診療報酬改定案についての中央社会保険医療協議会の答申は二月一五日であり、関連省令・通知は三月に入ってから発出される見込みである。医療の現場で前回に続き今回も混乱が生じるのは、改定直前の三月に関連省令・通知が出されることに原因がある。関係者の準備期間を保障するために、改定手続の迅速化が必要であると考え、見解を示されたい。

右質問する。

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員小池晃君提出診療報酬の改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出診療報酬の改定に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

厚生労働省においては、これまでの診療報酬の改定に当たって、中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)の議論を公開すると

もに、その答申を受けた後、関係する告示の公布、関係する通知等の発出等(以下「関係告示の公布等」という。)を速やかに行い、その周知を図ること等により、診療報酬の改定の円滑な実施に努めてきたところである。

平成十八年度の診療報酬の改定に当たっても、昨年十月五日以降の中医協における診療報酬に係る議論を、資料も含めて公開しているところである。本年一月十八日から、中医協において診療報酬の改定の骨子案について国民からの意見を募集したところである。また、本年二月十五日に中医協の答申を受けた後、同月十七日に当該答申の内容を厚生労働省のホームページに掲載して、広く周知を図ったところである。

本年三月六日及び七日には、地方社会保険事務局及び都道府県の担当者を招集して会議を開催して、診療報酬の改定の内容を提示するとともに、管内の保険医療機関等への周知を依頼し、また、同月上旬以降できるだけ早く関係告示の公布等を行う予定であり、診療報酬の改定の円滑な実施に努めてまいりたい。

在日米軍横田基地の軍民共用化等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月二十一日

参議院議長 扇 千景殿

緒方 靖夫

在日米軍横田基地の軍民共用化等に関する
質問主意書

東京都の在日米軍横田基地は、長年、航空機騒音により基地周辺に多大な負担と苦痛をもたらしてきた。この問題では、損害賠償を認める判決が下されたものの、被害は今も続いており、根本的な解決はまだ図られていない。さらに、現在日米両国政府がすすめる在日米軍再編に関し発表された、「日米同盟・未来のための変革と再編」と題する報告書(以下「合意文書」という。)では、軍民共用化が「検討」事項とされたことにに対し、周辺自治体や多くの住民の間から、騒音被害の拡大と基地の恒久化への懸念や再編への反対が広がっている。

そこで、横田基地にかかわる問題について、以下質問する。

一 首都に広大な米軍基地が置かれている問題について

1 首都東京に広大な外国軍基地が居座っていることは、沖縄における米軍駐留の現状とともに、異常な米軍基地国家である日本の実態を典型的に示すものである。独立した国でありながら、この状況を許している政府の姿勢が問われる。政府はこの状況を解消する必要を認めないのか。

2 ロールズ米国防副次官の昨年九月の議会証言によれば、日米間の協議において、横田基地の第五空軍を維持するよう日本側が希望したと述べている。なぜそのような要求をしたのか。

二 再編案実施による騒音問題への影響と軍民共用化の検討について

1 再編案の実施にともない、横田基地周辺地

域での騒音はどう変化するか。また、昨年、この地域では防音工事対象区域が縮小されたが、再編後、この区域は現状のままでよいと判断しているのか。

2 自治体は国に対し、防音工事対象区域を決める際の基準値を、国の環境基準に合わせるよう見直しを求めてきたが、この要求は受け入れられないままとなっている。対応を改める考えはないか。

3 合意文書は、横田基地について軍民共用化が「検討される」としているが、騒音の拡大の可能性は、どのように考慮されるのか。

4 政府は米国側に対し、現時点までに、どのような共用化の在り方を提起し、それに対し米国側はどのように回答しているか、具体的に明らかにされたか。

5 軍民共用化は騒音被害が拡大するうえ、基地の固定化につながるとして地元自治体から反対の意思が表明されてきた。それにもかかわらず、関係自治体の合意を得ないまま、小泉内閣総理大臣が日米首脳会談でブッシュ大統領に要請し、「検討」が行われることは、自治体無視もはなはだしきといわざるをえない。関係自治体の意見を尊重するなら、合意が得られていない時点での検討をやめるべきではないか。

三 損害賠償金の肩代わりの問題について

1 横田基地訴訟及び新横田基地訴訟においては、裁判所が住民への損害賠償を認める判決を下してきた。日米地位協定第十八条五項(イ)(以下「本規定」という。)は、米国側の賠償金負担率を七五%と定めているが、本規定に従えば、これらの訴訟において裁判所より示

された賠償金総額のうち、米国側が負担すべき金額はいくらになるか。

2 1で示した賠償金総額のうち、米国側が現在までに実際に支払った金額はいくらか。

3 1で示した賠償金総額のうち、日本政府が立て替えて支払ったまま、返済されていない金額はいくらか。

4 本規定は日本政府が負担すべき負担率を二五%と定めているが、本規定に従えば、これらの訴訟において裁判所より示された賠償金総額のうち、日本側が負担すべき金額はいくらになるか。

5 日本政府が現在までに実際に支払った賠償金総額はいくらか。

6 米国政府は、賠償金を日本政府に肩代わりさせる態度をとっている。米国側負担率にもとづく賠償金は日本でなく米国政府が支払うべきと考えるが、政府はなぜ肩代わりを認めるのか。

7 賠償金支払いに応じない米国政府の態度についてどのような認識をもっているか。この問題は日米協議において直ちに解決されるべきであると考え、政府は米国に対し、賠償金支払いについてどう提起しているのか明確にされたか。

四 横田飛行場と空域について

合意文書は横田空域の「削減」や「日本の管制官の併置」などを選択肢にあげているが、嘉手納ラブコン(空域)のように、横田空域を全面返還する計画はないのか。ないとすれば、それはなぜか。

平成十八年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員緒方靖夫君提出在日米軍横田基地の軍民共用化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員緒方靖夫君提出在日米軍横田基地の軍民共用化等に関する質問に対する答弁書

一について

我が国に駐留するアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)軍隊の兵力態勢の再編に関する合衆国との協議の具体的な内容については、これを公にすると合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から答弁を差し控えたが、横田飛行場は、我が国に駐留する合衆国軍隊の総司令部及び第五空軍司令部の所在地であるとともに、輸送部隊である第三七四空輸航空団が配置され、輸送中継の拠点ともなっており、合衆国軍隊の中核の施設・区域として、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)の目的を達成するため、重要な役割を果たしていると考えていることから、政府としては、合衆国政府に横田飛行場の返還を求める考えはない。

二の1について

平成十七年十月二十九日に開催された日米安全保障協議委員会が発表された文書(以下「発表文書」という。)において示された我が国に駐留する合衆国軍隊の兵力態勢の再編の一環としての諸施策のうち、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の横田飛行場における合衆国第五空

軍司令部との併置の施策の実施については、新たな航空機部隊の常駐はないと見込まれること等から、現時点において、これによって同飛行場周辺における航空機騒音が増大することはほとんどないと考えている。他方、発表文書において示された同飛行場のあり得べき軍民共同使用については、今後その具体的条件及び態様につき検討していくものであることから、これに伴う同飛行場周辺における航空機騒音の変化について申し上げる段階にない。

また、右に述べた諸施策の実施後、防衛施設庁においては、同飛行場に関して防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)第四条の規定に基づき指定した第一種区域(以下「第一種区域」という。)について、必要に応じ、航空機騒音の状況を把握するための調査を実施した上で、同条の規定に基づき適切に措置していく考えである。

二の2について
第一種区域の指定基準値については、防衛施設周辺地域において住宅防音工事を行うことにより「航空機騒音に係る環境基準について(昭和四十八年環境庁告示第五十四号)」に定める環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとの観点から、防音工事を行っていない住宅が通常保持していると考えられる防音上の有効性等を勘案して、七十五W E C P N L (加重等価継続感覚騒音レベル)としているところ、現時点においてこれを改める考えはない。

二の3について
発表文書において示された横田飛行場の軍民共同使用の具体的な内容については、今後、同

飛行場周辺における航空機騒音にも留意しつつ、合衆国政府との間で検討していく考えである。

二の4及び5について

横田飛行場の軍民共用化については、平成十五年十二月から内閣官房、防衛庁、防衛施設庁、外務省及び国土交通省と東京都との間で実務的な協議を行うことを目的とした連絡会を開催してきている。同連絡会でのこれまでの議論の結果を取りまとめ、日本側の考え方を合衆国側に提示し、これに対する合衆国側からの反応も得られているが、それらの内容を含め、合衆国政府との協議の具体的な内容については、これを公にすると合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から答弁を差し控えている。

また、日米両政府は、発表文書において、横田飛行場の「あり得べき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なうてはならないことに留意しつつ、検討される。」と表明したことを受け、更に具体的な検討を進めているところである。

三の1から4まで、6及び7について

合衆国軍隊の航空機騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等に係る日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)に基づく分担の在り方については、我が国の立場と合衆国の立場が異なっていることから、合衆国政府との間で協議を行ってきたところである。合衆国政

府との協議はなお妥結を見ておらず、現時点において合衆国政府から何らかの支払がされたとの事実はない。

合衆国政府との具体的な協議の内容については、これを公にすると合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から答弁を差し控える。

三の5について

お尋ねの「現在までに実際に支払った賠償金総額」とは、いわゆる「横田基地夜間飛行差止等請求事件」の判決に基づき、国が原告らに対して支払った損害賠償金の総額を指すものと解される。その額は、平成十八年一月三十一日現在、九億六千二百三十五万六千二百四十三円である。

四について

政府としては、御指摘の横田空域における進入管制業務の合衆国軍隊から日本国政府への移管(以下「横田空域の返還」という。)については、日米地位協定第二十五条1の規定に基づいて設置された日米合同委員会の下に設置されている民間航空分科委員会において、昭和五十八年十二月以降、これまで七回にわたり合衆国側に要請するなど、その実現に向けてこれまで鋭意努力してきているが、合衆国側からは、合衆国軍隊の運用上の理由から横田空域の返還は困難であるとの回答を得ているところである。政府としては、引き続き、安全保障上の必要性を踏まえつつ、横田空域の返還に向けた努力を続けていく考えである。

総合科学技術会議の科学技術基本政策答申に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年二月二十一日

藤末 健三

参議院議長 扇 千景殿

総合科学技術会議の科学技術基本政策答申に関する質問主意書

平成十七年十二月二十七日、総合科学技術会議は、諮問第五号「科学技術に関する基本政策について」に対する答申(以下「基本政策答申」という。)を行った。

基本政策答申は、平成十八年度から平成二十二年度までの第三期科学技術基本計画の策定に向けて、これまでの科学技術をめぐる諸情勢を振り返るとともに、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」「人材育成と競争的環境の重視」という基本姿勢の下、「政策目標の明確化」及び「投資の総額規模」を基本理念として示している。しかし、それを受けた各論の部分については、我が国の科学技術を推進する観点から見て、さまざまな点について議論が不十分であると考える。そこで、以下質問する。

一 基本政策答申には、「政策目標の明確化」が基本理念に含まれるにもかかわらず、必ずしも第三期科学技術基本計画によって達成される最終的目標が明確ではないと考える。科学技術の経済成長への貢献、雇用への貢献等に関して具体的な数値的な目標の設定が必要ではないか。

二 基本政策答申では、戦略の基本として「質の

高い研究を濃厚く生み出す人材育成と競争的環境の醸成」と「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出に向けた戦略的投資及びそれらの成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消」の二点を打ち出している。しかしながら、特に前者についてはその内容が明らかでない。

人材育成の重視に関して、博士号、技術士などの人材資格の活用をどのように考えるのか、明確かつ具体的に示されたい。また、競争的環境の重視に関して、大学及び教官又は研究者の業績評価をどのように取り入れるのか、明確かつ具体的に示されたい。

三 基本政策答申では、一定の財源を確保して基礎研究を着実に進めることを明示した上で、そのうち政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究については、政策課題対応型研究開発の一部として位置付けられるものから、重点化を図りつつ進めることとされている。しかし、「例えば科学研究費補助金で行われるような研究者の自由な発想に基づく研究については、政策課題対応型研究開発とは独立して推進されることを明確化し、理解の徹底を図る。」ともされている。

巨額な科学研究費補助金を重点化の対象としない重点化の意義が著しく低下すると考えるが、重点化の対象としない明確な理由を示されたい。また、どのように納税者の理解の徹底を図るのかを明示されたい。

四 基本政策答申においては、大学における基盤的資金(国立大学法人運営費交付金、施設整備費補助金、私学助成)と競争的資金(科学研究費

補助金等)の有効な組合せについて、基盤的資金と競争的資金の固有の機能を踏まえ、政府研究開発投資全体の拡充を図る中で有効な組合せを検討することが示されている。

しかし、これらの基盤的資金をそのまま競争的な制度の対象外とすることは、大学において競争的な環境を醸成することにはつながらず、国立大学法人化の意義にも逆行していると考えられる。基盤的資金として競争的な制度の対象外とする理由を明確に示されたい。

五 基本政策答申では、総合科学技術会議の役割の中に、具体的取組の一つに「政府研究開発の効果的・効率的推進」として四つの項目を掲げている。しかし、その四つの機能強化に伴う調査分析機能や府省間の調整機能の強化を図ることについては、わずか一文で済まされている。具体的な方策を示すべきではないか。

特に、文部科学省の科学技術政策研究所を総合科学技術会議に移設し、その調査分析機能を強化すべきと考えるがいかがか。文部科学省から移設すべきでないのであれば、その理由を明確に示されたい。

右質問する。

平成十八年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員藤末健三君提出総合科学技術会議の科学技術基本政策答申に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出総合科学技術会議の科学技術基本政策答申に関する質問に対する答弁書

一について

「諮問第五号『科学技術に関する基本政策について』に対する答申(平成十七年十二月二十七日総合科学技術会議決定。以下「基本政策答申」という。)においては、科学技術が何を目指すのかという政策目標を設定している。基本政策答申を受け、総合科学技術会議は、平成十八年三月末までに、関係府省の協力を得て、研究開発の分野ごとに分野別推進戦略を策定することとしており、その作業の中で、同政策目標と関連付けながら、政府の行う研究開発について、研究開発目標の設定のみならず、国民や経済社会に対して最終的にどのような成果を還元しようとしているのかという観点から、不確実性の高い科学技術の特質にも配慮しつつ、できる限り具体的かつ定量的な成果目標の設定を行うことを目指しているところである。

二について

人材育成の重視に関しては、博士号取得者は、高度な知識基盤社会を先導し、活躍すべき存在であることから、大学院教育の改革や人材育成面での産学連携を推進することにより、社会の多様な場で活躍し得る博士号取得者の育成を更に強化するとともに、若手研究者に自立性と活躍の機会を与える仕組みの導入の奨励、大学の研究職以外の進路も含めた職業選択を支援するための取組の促進を図ってまいりたい。また、技術士は、その知識及び技能の水準を向上させるなど、常にその資質の向上を図らなければ

ならないことが求められている。このような責務を持った技術士の制度の普及拡大のため、国際的な技術者資格制度における活用等の取組の促進を図ってまいりたい。

競争的環境の重視に関しては、研究者の属する大学等の組織間の競争を促す効果を持つ競争的資金の充実を図るとともに、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成十七年三月二十九日内閣総理大臣決定)に沿って、大学等において、研究者の業績の評価結果をその処遇等に反映させる必要があると考えている。

三について

基礎研究は、新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであるが、その成果の見通しを当初から立てることが難しく、地道で真摯な真理探究と試行錯誤により成果が生み出され、それにより飛躍的な知識や技術の発展にもつながる等の性質を有している。また、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養への配慮の観点も踏まえ、科学研究費補助金で行われるような研究者の自由な発想に基づく研究について、研究内容の多様性の確保に配慮して、政策課題対応型研究開発とは独立して推進することを基本政策答申において明確化したところである。

このような方針については、これまで、全国各地で行った科学技術政策シンポジウムや科学技術タウンミーティング等を通じて国民に対する説明に努めてきたところであり、今後とも、基本政策答申に基づいた各般の施策の推進や情報発信を通じて国民の理解の増進に努めてまいりたい。

四について

御指摘の「競争的な制度」がいかなるものを指すのか明らかではないが、競争的資金は、資金配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金であり、一方、基盤的資金は、人材の確保、教育研究環境の整備等の教育研究の基盤となる組織の存立を支えるものである。両者は異なるものである。基本政策答申に示すように、競争的資金と基盤的資金にはそれぞれ固有の機能があり、それぞれ重要な役割を果たしていることを認識しており、その認識の下、大学における競争的環境の醸成を図っていくことが必要であると考えている。

なお、基本政策答申に示すように、国立大学法人運営費交付金は、各大学の自主的・自律的な学内配分を尊重しつつ、学長裁量配分等も含め、競争的環境の醸成等の観点に立つて、競争的資金や外部資金とあいまって最も効果的・効率的に活用されることが重要であり、国はこのような取組を促進することとしている。

五について

基本政策答申においては、「調査分析機能や府省間の調整機能の強化を図る」との方針が示されているが、現時点までに、総合科学技術会議は、調査分析機能強化のため、科学技術振興調整費に係る「重要政策課題への機動的対応の推進」という新たなプログラムを平成十八年度から実施することとしている。府省間の調整機能についても、科学技術連携施策群の推進に当

たつて、平成十八年度からワーキンググループ等による調整活動を本格的に実施し、その充実を図ることとしていっているところである。今後とも、総合科学技術会議の機能の強化を推進してまいりたい。

科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項を調査・研究するために設置されている科学技術政策研究所は、科学技術の振興に関する総合調整を担う内閣府に置かれている総合科学技術会議の下ではなく、科学技術に関する基本的な政策の企画・立案及び推進を担う文部科学省に設置することが適当であると考えている。

刑務所などの個人情報流出事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月二十七日

参議院議長 扇 千景殿

松岡 徹

刑務所などの個人情報流出事件に関する質問主意書

本年二月、京都刑務所の刑務官のパソコンから大量の内部文書、刑務所や拘留所の受刑者などの個人情報、当該職員所有の私物パソコンからインターネット上に大量に流出した事象が判明した。その情報量は電子データ約一万ファイルにのぼり、ファイルには被收容者三千三百八十人分、職員二千二百八十三人分、計五千六百六十三人分

の氏名等の個人情報が含まれているということであった。個人情報に厳重に管理されるべき行刑施設において、簡単に持ち出され外部に流出することはあってはならないことであり、再発防止策を的確に講ずることはもとより、流出した個人情報による被害を食い止め、その被害を防ぐための手だてをとることが重要と考える。

このような観点から、以下質問する。

一 今回の事件で流出した個人情報、どこに行刑施設のどのような内容であるのか。また、流出した個人情報はどこに流れているのか。政府が現在確認しているものをすべて示されたい。

二 今回の流出事件は、どのような原因・背景で発生したものであるのか、具体的な問題の所在及び政府としての責任の所在も含めて示されたい。

三 政府は、流出した個人情報によつてどのような被害、特に人権侵害が生じると想定しているのか示されたい。

四 今回の事件で個人情報流出した被收容者及び職員（以下「被害者」という。）に対しては、謝罪、流出した事実の周知及び流出した個人情報によつて生じた被害の把握が当然必要であるが、政府はこれらに対しどのように取り組むのか具体的に示されたい。

五 政府は、被害者が今回の事件で受ける被害に対し、具体的な救済策をどのように考えているのか示されたい。

六 仮に、被害者が法的に訴訟を提起する場合、個人情報流出させた国の責任だけではなく、流出した個人情報を入力して使用した業者等に

についても責任を問うことが考えられるが、被害者が提起する訴訟の相手方としてどの範囲が考えられるか、政府の見解を示されたい。

七 仮に、被害者が法的に国家賠償を請求した場合のことを考えた場合、政府はどの程度の損害賠償額が必要となると見込んでいるのか、見解を示されたい。

右質問する。

平成十八年三月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員松岡徹君提出刑務所などの個人情報流出事件に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの事案において一般の方が特定のファイル共有ソフトを用いインターネットを通じて入手することができる状況になった個人情報（以下「流出個人情報」という。）は、福岡矯正管区、福岡刑務所、福岡拘留所、滋賀刑務所及び矯正研修所の五施設で作成された文書に係るものであると承知している。また、流出個人情報の内容は、被收容者について、氏名、生年月日、称呼番号、罪名、事件名、刑名、刑期、刑の起算日、刑の終了日、入所回数、病状等であり、矯正職員について、氏名、官職、住所、自家用自動車の登録番号等であり、その他の者について、氏名、住所、電話番号、勤務先等であ

ると承知している。

法務省においては、本年三月一日現在、一般の方が流出個人情報を実際に入手したとの事実は把握していないが、今後も継続して情報収集に努め、そのような事実があるかどうかなどを把握してまいりたい。

二について

法務省においては、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)、法務省保有個人情報保護管理規程(平成十七年法務省秘法訓第三百三三号)等を踏まえ、個人情報情報が記録されている外部記録媒体の外部への持出禁止等の当該媒体の適切な管理について、矯正職員に対する指示等を行ってきたところであるが、必ずしもこれらの指示等が矯正職員に徹底されていなかったと考えている。また、コンピュータウイルス感染についての危機意識が、流出個人情報に関与した矯正職員においては希薄であったと考えている。さらに、被収容者データ管理システムでデータベース化されている被収容者データについては、ICカードやパスワードによりその利用を厳格に限定する運用を行ってきたが、その他のデータについては、外部記録媒体への複写等が容易な状態になっていたこと等が、問題点として明らかとなったと考えている。

法務省においては、引き続き、お尋ねの事案について調査を行っていくこととしており、これを踏まえてお尋ねの「責任」についても検討してまいりたい。

三から五までについて

法務省においては、一般の方による流出個人

情報の入手状況を把握しておらず、お尋ねの点について具体的に申し上げることは困難であるが、今後も継続して情報収集に努め、適切に対応してまいりたい。

六及び七について

お尋ねの点については、個別具体の事例に即して検討されるべきものであり、お答えすることは困難である。

〔参照〕

三月八日議長において、左のとおり議席を変更した。

一六〇	木俣 佳丈君
二三一	羽田雄一郎君
二三二	高橋 千秋君
二三三	谷 博之君
二三五	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二二〇円	二二〇円